

令和5年度気候変動対策に係る国際会議の開催等によるエネルギー・環境技術イノベーション創出のための国際連携推進事業 (国境調整措置に係る調査・分析)

2024年3月

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

目的

欧州では、EU ETS を導入する等、欧州域内の気候変動関連措置が強化されるに伴い、炭素リーケージへの懸念から、欧州域外から欧州への製品の輸出にあたって、欧州域内産業と同等程度の賦課を義務づける課税等を念頭においた国境調整措置の導入 Carbon Border Adjustment Mechanism(CBAM)規則や実施規則 が合意・公表されたところ

- ①本年10月から事業者への手続き上の負担等が伴い、
- ②2026年からは金銭的負担も 事業者に対してかかることから E U の制度の詳細や各国のスタンスを 理解し、我が国 としての立場を確立していくことが 必要不可欠

上記背景に基づき、本規則、実施規則などを調査をするとともに、本規則に対する各国のスタンス分析や専門家との議論などを通じて、日本の本規則への対応の立場を確立していくことを目的とする。ここに本調査や分析を行った。環境と貿易のテーマの注目は高く、CBAM等の検討のためいくばくかの材料となれば幸いである

謝辞

またここにご協力を頂いた内外の研究者、専門家、関係者諸氏へ感謝を申し上げます

本委託調査の目次

I.調査・分析

欧州委員会の提案以降、最終条文や、実施規則の分析を様々な視点から分析した。また、外部専門家を招いて委員会を開催した

GXリーグ等、燃料賦課金、特定事業者負担金（GXETS）の時間軸に合わせて、弊所のWTO協定などにかかる自主研究を活用し、我が国の対応なども検討する。

I-1 国境調整措置に関する制度分析 4

デフォルト値（移行期間） 11

I-2 各国スタンス全体像 67

①米、②英、③豪など

II 我が国における議論の動向 94

III 国内委員会 開催頻度とトピックス 101

IV 貿易統計 EU統計、日本貿易統計 105

I-1 国境調整措置に関する制度分析

① CBAM規則の概要（一部実施規則での留意点を記載）
対象製品一覧・現時点のデフォルト値

1. CBAM規則 (European Parliament and Council Regulation 2023/956, “establishing a carbon border adjustment mechanism” 2023 OJ L 130,16.5.2023, p.52-104) 2023年5月
2. 実施規則 (Commission Implementing Regulation 2023/1773, “laying down the rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards reporting obligations for the purposes of the carbon border adjustment mechanism during the transitional period” 2023 OJ L 228 15.9.2023, p. 94–195), 同annex … 2023年8月

欧州委員会租税総局ウェブサイト：その他 CBAM関連資料、セクター別ビデオ教材、マニュアルなど
随時更新のため最新版を参照されたい

at https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en (2024年 3月
アクセス)

※本文では、goodsを財とせず製品として訳出する。embodied emissionを体化排出量とする

なお、CBAM規則 上野 貴弘 2023 「EUの炭素国境調整メカニズム (CBAM) 規則の解説」 電力中央研究所 社会経済研究所 2023年5月が詳しい

at <https://criepi.denken.or.jp/jp/serc/research/publications/view?indexId=290>

※EU ETS指令の2023年改正 (European Parliament and Council Directive 2023/959, “establishing a system for greenhouse gas emission allowance trading within the Union and amending Council Directive 96/61/EC” 2023OJL 130, 16.5.2023, p.134–202)、なおETS指令 European Parliament and Council **Directive 2003/87/EC**, OJ. L 275, 32 には改正に応じて、随時更新されている。統合版として以下が利用できる。

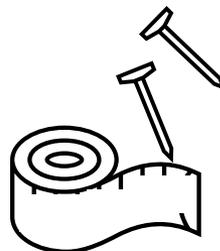
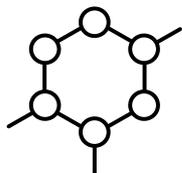
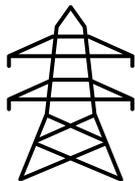
執筆時点の最新版は2023年6月時点

Document 02003L0087-20230605 at <https://eur-lex.europa.eu/legalcontent/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02003L0087-20230605>

なお、本改正全体について

若林 雅代 2023「欧州排出量取引の制度改革 2030年55%削減に向けた EU ETS の改正と ETS II の新規導入」電力中央研究所 社会経済研究所 2023年5月が詳しい

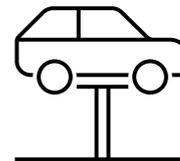
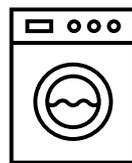
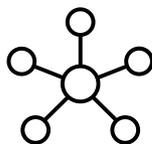
at <https://criepi.denken.or.jp/jp/serc/research/publications/view?indexId=289>



セメント、輸入電力、肥料（アンモニア含む）、鉄鋼（+ネジ ボルト）、アルミ、水素など素材系に限定（破線内：後者3製品は、電力の間接コスト支援が加盟国単位で存在するため間接排出量を含み無い）。しかし、下流製品に拡大の可能性を残す。



2025年末までに有機化合物・ポリマーやに適用拡大する可能性を評価



2030年を目途とし、EU ETSの対象製品（実態は施設規制）と等しくCBAMの対象製品とする可能性、複雑製品への拡大を企図。無償割当の停止の交渉次第ともなるが非常に複雑なプロセス（上記の製品を予断しない、イメージ）

対象製品コードとデフォルト値について(1)

1. 国別デフォルト値 ※格実施期間の数値を予断しないと明記

Vidovic, D., Marmier, A., Zore, L. and Moya, J., "Greenhouse gas emission intensities of the steel, fertilisers, aluminium and cement industries in the EU and its main trading partners, Publications Office of the European Union, Luxembourg", 2023,

doi:10.2760/359533 JRC134682. at <https://publications.jrc.ec.europa.eu/repository/handle/JRC134682>



欧州委員会租税総局ウェブサイト：その他 CBAM関連資料、ビデオ教材など

情報プラットフォームat https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en
(2023年12月アクセス)



2. 移行期間におけるデフォルト値の公表 (1をベースに作成されたもの)

国別デフォルト値をベースに、世界平均の品目別デフォルト値が設定されている

2024年7月まで、**デフォルト値は制限無く使用可能**である。

それ以降、デフォルト値で代替できるのは、**複雑製品の場合で全体化排出量の20%まで**とされている (European Commission Directorate-General for Taxation and Customs Union (2023)12月、実施規則5条)。

2026年以降 本格実施期間では、デフォルト値の意味合いが変わってくる。

本格実施期間では、デフォルト値は、「CBAM規則」において、各原産国の製品別の平均原単位で設定する (CBAM規則 AnnexIV 4.1) とされ、EUは移行期間中に収集した報告データ等に基づいて、この平均値を改訂、算出すると思われる。

そうだとすれば、移行期間中の報告内容が、デフォルト値を介して、2026年からの本格期間の課金の多寡に影響を及ぼす。体化排出量に対して、炭素価格の差分を乗じた値で課金を算定するからである。

しかも、**体化排出量の計算は、「デフォルト値にさらに上乘せした値に基づく」と規定されており、輸入品への負担が増える(CBAM規則 AnnexIV 4.1)** (柳2024 <https://eneken.ieej.or.jp/data/11626.pdf>)

炭素国境調整の制度設計の構成要素

制度設計には以下の要素の組み合わせにより、環境便益、競争条件の改善度や、行政管理のしやすさが異なる。
いかなる制度設計にすれば、WTOルールとの整合性があるのかについて、前例がなく不明

制度設計要素	設計の選択肢
1. 貿易措置	輸入財の調整のみか、輸出財へのリベートを含むのか
2. 調整対象とする国内制度	炭素税、排出量取引制度か、規制的な措置か、両者か
3. 課税対象国	気候リーダー国の免除、後発開発途上国（LDCs）への配慮
4. 対象セクター	素材産業や電力だけか、複雑な財に拡大するのか
5. 排出のバウンダリー	工場内の直接排出のみ（Scope1）か、購入電力や蒸気等を含むのか（Scope2）、採掘時や最終消費の排出等を含むライフサイクルで考えるのか（Scope3）
6. 製品に体化された炭素排出の計算	工場や企業単位別の実排出量の適用か、ベンチマーク（ベストプラクティス、平均値）か。ベンチマークの場合、国際基準等を用いた自己申告を併用するか
7. 調整額の計算のための炭素価格	原則として、国内炭素価格（炭素税、排出量取引制度、諸規制など）と同等か、それ以下の範囲 －輸入品への課金と併せ、輸出国の炭素価格分の考慮
8. 収入用途	国内の環境用途に利用するか、途上国支援に活用するか

※ $\text{製品重量あたり課税額} = \text{製品炭素原単位 (GHGs/製品重量)} \times \text{輸入国の炭素価格} (\$/\text{GHGs})$ （製品炭素原単位は上記6で計算、輸入国の炭素価格は7で計算）

原単位と炭素価格のgapに注目する2つの考え方がある

出典：A. Marcuら（2020）を基に筆者作成。

WTO協定 先行研究の類型は柳（2022）が詳しい。脱炭素と貿易の課題 炭素の国境調整を中心に <https://eneken.ieej.or.jp/data/10773.pdf>

CBAM規則の概要 2024年1月初回四半期報告

データ収集を目的とした移行期間、2026年から課金を伴う実施へ

制度設計要素	設計の選択肢
①調整対象とする貿易の範囲	輸入製品のみ （CN製品コード別にリスト化、輸入者の義務）
②調整対象とする自国の政策	EU ETS。明示的炭素価格のgapに注目
③輸入課金の対象国	全ての国 （ノルウェー・スイス等 EUETS完全リンク国の除外）、※輸入電力は別扱い 電力市場の統合、2050年炭素中立のための法制、2030年までのETSの実施とEU ETSと等価の炭素価格等による除外あり。 ※LDCs最貧国の減免無し
④対象製品 （CN製品コードによる提示）	セメント、輸入電力、肥料、鉄鋼（+ネジ ボルト）、アルミ、水素 素材等に限定も、下流製品に拡大の可能性を残す ※ 2025年末までに有機化合物・ポリマー に適用拡大する可能性を評価。 電力は別扱い
⑤体化排出量（次頁）の範囲 ※Annex i とAnnex ii	直接排出のみ* （鉄鋼・アルミ・水素）、 直接排出 + 間接排出 （セメント・肥料・輸入電力） ※2025年末までに、間接排出評価（電力消費と定義）の可能性検討。 輸送、及び、輸送サービスも同時に検討。 *移行期間内は、間接排出も報告
⑥排出量の製品排出量への転換方法	不明（移行期間中：製品の統合プロセス式、バブル方式（実施規則）にて暫定実施）
⑦調整時に適用する排出量	企業別・工場別の認証付き製品実排出量 無き場合 上乗せされたデフォルト値 を使用 それも無き場合、ベンチマーク（EU ET 下位X%）を使用（※X%は表記懲罰的な可能性も） 間接排出（電力） ：デフォルト値はEU平均値、国のグリッドの値、価格設定された値）
⑧適用する価格	原則としてはEU ETS価格と同一 ※EUETS 週平均値が反映されている CBAM証書 を調達 ※国内で払った炭素価格の減額あり
⑨政府収入の使途	EU全体の独自財源へ （CBAM規則外、炭素価格 80 ユーロ/tの時、国境調整収入15億€と試算。加盟国が25%保持、75%公募）

※CNcode 2601112（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱 凝結させたもの）は直接 + 間接排出

出典：European Parliament and Council Regulation 2023/956, "establishing a carbon border adjustment mechanism" 2023 OJL 130/52, 10.5.2023 より筆者作成。一部後述の実施規則によって補足

STEP 1 : 対象品目の確認 AnnexI II、にて、CNコードを確認し、該当の有無を確認する(次頁以降に2023年12月版のデフォルト値とともに記載あり)

その他対象 : 輸出加工手続きInward Processing Procedure (規則 952/2013 256 条)の結果、再輸入される対象製品 (加工製品が上記に記載のない場合でも)

その際、正確性を期し迂回行為(Circumvention)等と見られない準備が必要。対象製品であってCNコードが無い場合等は加盟国の所轄官庁に相談する

https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/c4b208a6-3945-4dcd-84d3-5f9551578851_en

STEP 2 : 法律上は輸入者の義務である、実測排出量を提出する

(デフォルト値を使用する際 : 「6月まで初回3回 施設の詳細報告は任意optionalである」とするフィンランド税関1月)

2025年1月以降は**国別の算定方式 (例外derogation)** が認められないためEU CBAM方式を適用する必要がある(→要求事項が厳格化)

STEP 3 : 締め切りから 1 か月間は修正が許されている (初回2回までは2024年7月)

STEP 4 : 申告をした国の所轄官庁から問い合わせがあった場合「訂正手続き」に応じる

対象製品コードとデフォルト値について(2)

本表は対象製品の一覧である。「CBAM規則Annexの対象製品」と欧州委員会が公表した「移行期間のデフォルト値（2023年12月版）の一覧表」を統合したもの。**後者の最新版は欧州委員会ウェブサイトを直接ご確認されたい**



22 DECEMBER 2023

Default values transitional period
English (439.69 KB - PDF)

Download

DEFAULT VALUES FOR THE TRANSITIONAL PERIOD OF THE CBAM

日本語仮訳（日本貿易統計、輸出品目表より。6桁まではこれと一致）

CN code	Direct Default	Indirect default	https://www.customs.go.jp/yusyutu/2024_01_01/index.htm
25070080	0.23	0.08	その他のカオリン粘土
25231000	0.83	0.04	- セメントクリンカー
25232100	1.16	0.1	--白色セメント（人工着色をしてあるかないかを問わない。）
25232900	0.81	0.06	--その他のもの
25233000	1.75	0.15	-アルミナセメント
25239000	0.59	0.04	-その他の水硬性セメント
28080000	2.56	0.05	硝酸及び硫硝酸
28140000	2.68	0.14	無水アンモニア及びアンモニア水
(28340000)	N.A.	N.A.	亜硝酸塩及び硝酸塩（CBAM規則上の明記は無い）
28342100	1.82	0.06	-- カリウムのも
31020000	N.A.	N.A.	3102- 窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）
31050000	N.A.	N.A.	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの1個の重量が10キログラム以下に包装したもの。 (CBAM規則上の明記は以下を除くとするもの)
31056000		除く	- 鉱物性肥料及び化学肥料（りん及びカリウムを含有するものに限る。）

注 N.A.はデフォルト値無し。CBAM規則上の対象製品とその日本語仮訳のみを示す
3105類についてはCBAM規則上、上記の通り31056を対象製品から除くもの、として示している

出典：日本エネルギー経済研究所作成 CBAM規則
DGTAXUD 2023,2024年3月アクセス https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en#cbam-transitional-phase-2023--2026

対象製品コードとデフォルト値について(3)

DEFAULT VALUES FOR THE
TRANSITIONAL PERIOD OF THE
CBAM

日本語仮訳（日本貿易統計、輸出品目表より。6桁まではこれと一致）

https://www.customs.go.jp/yusyutu/2024_01_01/index.htm

CN code	Direct Default	Indirect default		
(26010000)	N.A.	N.A.		鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）（CBAM規則上の明記は無い）
26011200	0.31	0.05		-- 凝結させたもの
72000000	N.A.	N.A.		鉄鋼（CBAM規則上の明記は以下を除くとするもの）
72022000	N.A.	N.A.		#N/A Ferro-silicon
72023000	N.A.	N.A.	除く	- フェロシリコマンガ
72025000	N.A.	N.A.	除く	- フェロシリコクロム
72027000	N.A.	N.A.	除く	- フェロモリブデン
72028000	N.A.	N.A.	除く	- フェロタングステン及びフェロシリコタングステン
72029100	N.A.	N.A.	除く	-- フェロチタン及びフェロシリコチタン
72029200	N.A.	N.A.	除く	-- フェロバナジウム
72029300	N.A.	N.A.	除く	-- フェロニオブ
72029900	N.A.	N.A.	除く	-- その他のもの
72029910	N.A.	N.A.	除く	#N/A Ferro-phosphorus
72029930	N.A.	N.A.	除く	#N/A Ferro-silico-magnesium
72029980	N.A.	N.A.	除く	#N/A Other
72040000	N.A.	N.A.	除く	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット

注 N.A.はデフォルト値無し。CBAM規則上の対象製品とその日本語仮訳のみを示す。

()は、補足情報

72類についてはCBAM規則上、上記の通り、対象製品から除くものを複数示している。日本貿易統計の上記出典に該当のなきものは原文表記

出典：日本エネルギー経済研究所作成 CBAM規則
 DGTAXUD 2023,2024年3月アクセス https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en#cbam-transitional-phase-2023--2026

対象製品コードとデフォルト値について(4)

日本語仮訳（日本貿易統計、輸出品目表より。6桁まではこれと一致）

DEFAULT VALUES FOR THE
TRANSITIONAL PERIOD OF THE
CBAM

CN code	Direct Default	Indirect default	https://www.customs.go.jp/yusyutu/2024_01_01/index.htm
73010000	2.03	0.36	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせるかないかを問わない。）及び溶接形鋼
73020000	1.93	0.29	レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）
73030000	2.21	0.35	鋳鉄製の管及び中空の形材
73040000	N.A.	N.A.	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のを除く。）
73050000	2.03	0.36	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が406.4ミリメートルを超えるものに限る。）
73060000	N.A.	N.A.	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）
73070000	N.A.	N.A.	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）
73080000	2.46	2.55	構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品
73090000	1.97	0.39	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が300リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）
73100000	1.97	0.39	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が300リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）
73110000	1.89	0.32	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器
73180000	N.A.	N.A.	7318鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品
73260000	N.A.	N.A.	7326その他の鉄鋼製品

注 N.A.はデフォルト値無し。CBAM規則上の対象製品とその日本語仮訳のみを示す

出典：日本エネルギー経済研究所作成 CBAM規則
 DGTAXUD 2023,2024年3月アクセス https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en#cbam-transitional-phase-2023--2026

対象製品コードとデフォルト値について(5)

DEFAULT VALUES FOR THE
TRANSITIONAL PERIOD OF THE
CBAM

日本語仮訳（日本貿易統計、輸出品目表より。6桁まではこれと一致）

CN code	Direct Default	Indirect default	https://www.customs.go.jp/yusyutu/2024_01_01/index.htm
76010000	2.36	8.14	アルミニウムの塊
76030000	2.48	8.4	アルミニウムの粉及びフレーク
76040000	N.A.	N.A.	アルミニウムの棒及び型材
76050000	2.31	7.49	アルミニウムの線
76060000	2.86	9.25	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。）
76070000	2.86	9.25	アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）
76080000	2.73	9.3	アルミニウム製の管
76090000	2.73	9.3	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）
76100000	2.73	9.3	構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品
76110000	2.86	9.25	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が300リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）
76120000	2.86	9.25	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が300リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）
76130000	2.86	9.25	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器
76140000	2.31	7.49	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）
76160000	N.A.	N.A.	その他のアルミニウム製品

注 N.A.はデフォルト値無し。CBAM規則上の対象製品とその日本語仮訳のみを示す

注 7616類についてはCBAM規則上、上記の通りの記載。デフォルト値の表には、釘、ネジ、ボルト、ナット他、ワイヤクロス等の記載がある

対象製品コードとデフォルト値について(6)

DEFAULT VALUES FOR THE
TRANSITIONAL PERIOD OF THE
CBAM

日本語仮訳（日本貿易統計、輸出品目表より。6桁まではこれと一致）

CN code	Direct Default	Indirect default			
28041000	10.4	0	－	水素	
27160000	N.A.	N.A.		電力	

https://www.customs.go.jp/yusyutu/2024_01_01/index.htm

注 本表はCBAM規則annexと移行期間のデフォルト値（2023年12月版）を統合したもの。後者の最新版はTAXUDウェブサイトをご確認されたい。
輸出電力は本デフォルト値表の外

出典：日本エネルギー経済研究所作成 CBAM規則
 DGTAXUD 2023,2024年3月アクセス https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en#cbam-transitional-phase-2023--2026



22 DECEMBER 2023

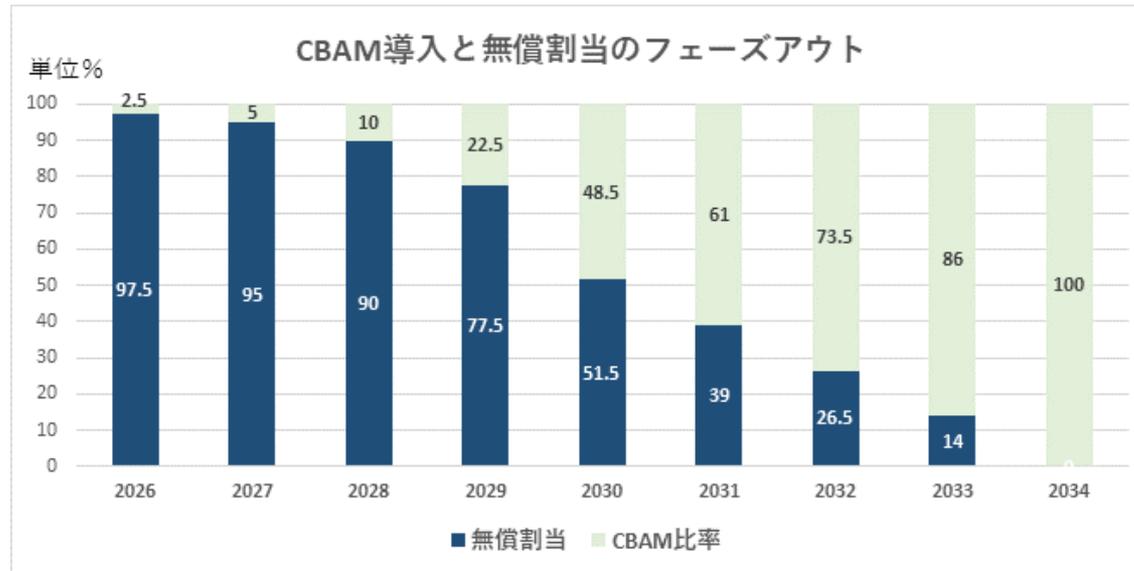
Default values transitional period
English (439.69 KB - PDF)

Download

無償割当とCBAMの置き換え期間が長く 当初の課金額が少ない

無償割当の削減率とCBAMへの緩やかな移行置き換え (31条1)

CBAM証書は22条と以下のEU ETS指令 (CBAM係数) に一致させて納付される



出典：EU ETS指令により日本エネルギー経済研究所

当初欧州委員会は10年間かけて均等に無償割当を減少させる提案をするも、議会（産業界等）との調整を経て後半が急激に

CBAM係数に応じて、認可されたCBAM申告者は課金（製品排出量と、ETS価格とGAPに応じた支払い）

2026年は 2.5%
2033年は 86%を負担

ETS価格が100ユーロの時
2026年2.5ユーロ、
2030年48.5ユーロ、
2033年86ユーロとなる

つまり制度開始後、1-2年の負担割合は僅少ではある

製品のCBAM証書納付量の考え方（上述の通り）*

$$= \text{製品排出量}g^{**} (\text{排出量}/\text{製品重量}) \times \text{輸入国の炭素価格を差し引いたETS価格}^{***} \times \text{輸入量} (t) \times \text{CBAM係数}48.5\% (\text{2030年の場合})^{****}$$

*CBAM規則 22条、**同 6/7条・8条、*** 同6条、**** 同32条1-2、2023/959 8条13b 改正ETS指令 ,EU-ETS指令10a 1a パラ2

例：2033年の場合の考え方（これに製造プロセスを加味）

体化排出量のMRVと炭素価格ギャップを埋めることが CBAMの目的

CBAM証書納付量（枚数）*

= 検証済体化排出量**（排出量/製品重量）

× 支払い炭素価格差（EU ETS価格－輸出国炭素価格）*** × 輸入数量（t） *22条、** 6/7条・8条、*** 6条

移行期間（2023年10月～2025年末 32条以降）

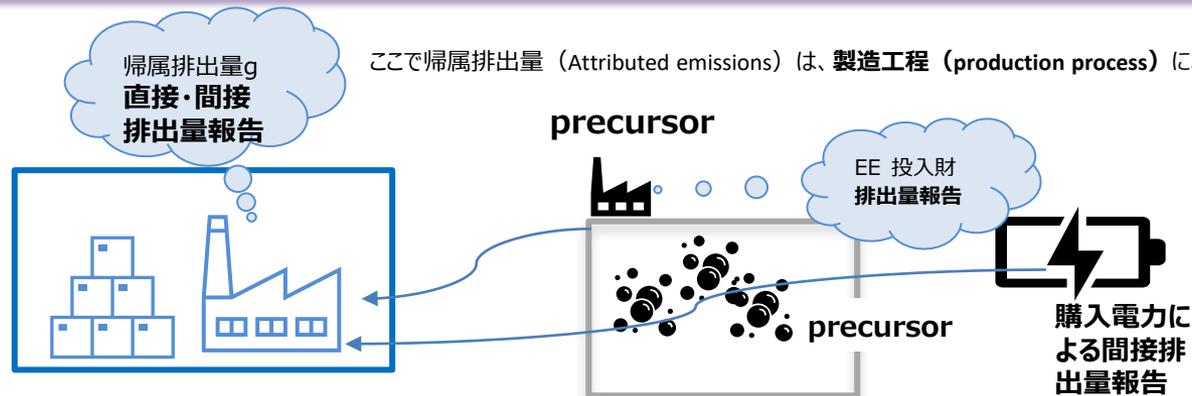
輸入事業者は、CBAM申告者として、直接embedded emission、間接embedded emission、原産国の炭素価格など報告義務(検証を除く)を課す。国別・製品別デフォルト値の推計と規定（annex iv,4）、移行期間の目的は、データ収集による間接排出の手法の特定である（前文19）

本格実施期間（2026年1月）

定義式：Complex goodsの例 *規則7条a、Annex iv

※ Simple goods = a production processとするもの。Complex goods = Simple goods以外。complex goodsは precursorsの排出を含める
実施規則(Annex)に製品別の指定原材料（precursors = 前駆体、以下前駆体）の指定あり、施設内の排出量との和で規定

$$\text{体化排出量 (CO}_2\text{-t/t)} = \frac{(\text{帰属排出量g} + \text{EE 投入財 Precursors})}{\text{報告期間における製品の活動量データ (施設単位での製品生産量)}}$$



出典：CBAM規則 2023/956、Annex iv 製品排出量の計算方法、記号は文中の式による

Method for calculating embedded emissions for the purpose of Article 7

本格実施期間の概要整理

(原材料precursorが入り、広範囲な報告が必要とされる。域外の輸入電力は別扱い)



迂回や、証書申告の監視。
全体監督と申告レビュー
(30条)

欧州委員会

登録簿を通じ
認可

体化排出量報告
CBAM証書による課金



加盟国の
所轄官庁

訂正手続き
や (35条
4)、認可さ
れたCBAM
申告者の監
視監督

認可された
CBAM申告
者の資格の
無効化



verification



輸入業者

輸入業者は、事前に申告者の認
可申込みの義務がある(5条1)

認可されたCBAM申告者の
義務5月末迄

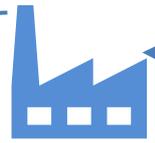
①に**検証済み**前年体化排出量
のCBAM報告 (6条)、及び、
②**支払った明示炭素価格**(9
条)を計算の上、CBAM証書の
調達・引渡し(22条)。

なお、**2026年以降、
各四半期末に80%の口座へ
の納付義務**が発生する
(22条)等

ペナルティ
CBAM証書：**不足分の3-5
倍と懲罰的** (26条2)



炭素価格の報告、製品単位での実測。無き場合、上乗せされた
デフォルト値の使用など (annex iv 4.1) **検証付き公開情報も
使用可能**



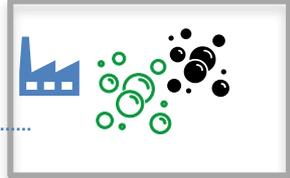
購入した原材料 Precursorの報告
(原材料の他、水素還元鉄用の水素、
アンモニア製造用の水素なども算定対象)



排出原単位の把握
(電力7条4)
水素 前文37,

**実施規則Annexに
て、製品別に
precursorを指定**

→購入した原材料についての
排出量報告Precursor
(7条, annex iv, 実施規
則)



precursor

間接排出 = 電力
基本的に原産国の平均値、
または、価格設定をしている
販売元の原単位
price setting sources
(annex iv 4.3)

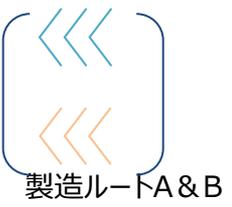
第三国設備における排出量の計測の柔軟性
「バブルアプローチ」へ転換 → 但し、**赤枠内は移行期間**の実施
規則。予断できない

例外1

・同じ製品カテゴリー
について、異なる製
造ルートが同一の設
備内にある時、統合
可能 (実施規則
Annex ii)



統合された生産プロセス



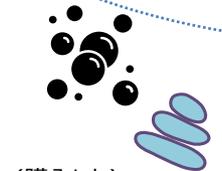
製造ルートA&B

例外2

・指定のprecursor
のうち同一工場内の
製品は、除外。
・鉄鋼や、肥料等
二つ以上の対象製
品の統合可能



工場内製造の
Precursorの統合



(購入した)
Precursorの遡及、
排出量の報告
(実施規則
Annex ii -以降に
製品群別に指定)



電力の
排出量報告
間接排出は**電
力消費量をさ
すと明記**

出典：CBAM規則 (2023/956) 欧州委員会実施規則 2023/1773により
日本エネルギー経済研究所作成、断りのない限り出典はCBAM規則

1条-目的

2条-スコープ

CBAM申告者の報告に関する権利と義務

3条-用語の定義

4条-製品の輸入

5条-認可の申告

6条-CBAM申告

7条-体化排出量の計算

8条-体化排出量の検証(verification)

9条-第三国で支払われた炭素価格

10条-第三国オペレータと施設の登録

管轄官庁

11条-管轄官庁

12条-欧州委員会

13条-守秘義務と情報公開

14条-CBAM登録簿

15条-リスク分析

16条-CBAM登録簿の口座

17条-認可

18条-検証者の適格性認定

19条- CBAM申告のレビュー

CBAM証書

20条-CBAM証書の販売

21条-CBAM証書の価格

22条-CBAM証書の引渡し (surrender)

23条-CBAM証書の再購入

24条-CBAM証書の取消し

輸入製品に適用されるルール

25条-輸入製品に適用されるルール

26条-懲罰

27条-迂回(circumvention)

委任の行使と委員会の手続き

28条-委任の行使

29条-委員会手続き

CBAM規則の構成

報告とレビュー

30条-欧州委員会によるレビューと報告

EU ETSの下の分配の無償割当に関する調整

31条- EU ETSの下の分配の無償割当と
CBAM証書の引き渡し義務

移行期間に関する条項

32条-移行期間のスコープ

33条-製品の輸入

34条-特定の関税手続きの報告義務

35条-報告義務

最終条項

36条-発効

Annex i 製品とのリスト（直接&間接排出量の計測）

Annex ii 7条1項による直接排出量のみを考慮する考慮する製品のリスト

Annex iii 2条による規則のスコープ外とする第三国（と領土）に関する条項

Annex iv 7条による体化排出量の計算方法

Annex v 7条5の目的のため体化排出量の計算に使用した情報の記録（bookkeeping）の要件

Annex vi 8条を目的とする検証の指針と検証の要件

※次頁以降にCBAM規則の概略を示す

②CBAM規則の解説（仮訳）

- 以降、特段の断りのなき限り、条文番号の引用はCBAM規則からのものとする。
CBAM規則（European Parliament and Council Regulation 2023/956, “establishing a carbon border adjustment mechanism” 2023 OJL 130,16.5.2023, p.52-104）

CBAM規則-目的とスコープ

カーボンリーケージのリスクを避けるため、この規則は、Annex i 製品による体化排出量への対処のためCBAM(Carbon Border Adjustment Mechanism)を創設する。これにより、パリ協定の目的を支援し、グローバルな炭素排出を削減し、第三国の操業者の排出削減インセンティブを生み出す。CBAMはEUETS指令10a条による無償割当をリプレースする(1条)。

第三国からのAnnex i 製品の域内への輸入*に適用される(27pに詳述)

* この時輸出加工手続きInward Processing Procedure (規則 952/2013 256 条)の結果、輸入される加工製品(2条1) p.27に後述

【将来の実施規則】欧州委員会は実施規則によって、CBAMをこうした製品に適用するための詳細の条件を明確にする権限を有する。特に、こうした製品の関税領域への輸入と自由な流通と同等の概念、また、CBAM申告の提出と税関によって実施される手続き、**これら29条(2) に沿った審査手続き(examination procedure 後述)**(2条1,2)に一致させる

CBAMの適用除外：

● **150ユーロに満たない輸入、旅行者の輸入、軍事目的のもの**(2条3)

● **EU ETSの完全リンク国**(2条4,6)。

Annex iii-1リストから 現状ではアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス

● **market couplingを通じたEU電力市場の統合が完了した国(輸入電力について別掲。仔細を示している)**、および2050年炭素中立のための法制、2030年までのETSの実施、EU ETSと等価の電力への炭素価格等を条件とした除外(2条7)をAnnex iii-2リストに記載(初回報告を2025年7月、2回目を2027年12月)

公的支援による 550 g/kWh以上の新規の容量拡大があった場合等の規定条件に当てはまる場合、上記「除外リスト」から除外(2条9)等、電力輸入には詳細な条件付けを施す

CBAM規則-目的とスコープ

【委任規則】

今後、欧州委員会は28条に沿って、Annexiii-2(電力輸入)のリストから除外された第三国に対して、補足する手続きを明記した委任規則を採用する権限を有する (2条10)

また、欧州委員会は28条に沿って、Annex iii- 1 (ETS) , Annex iii- 2(電力輸入)のリストから追加・除外によって、改変する委任規則を採用する権限を有する (2条11)
これらの手続きは29条(2) 審査手続きに沿ったものとする

炭素価格

第三国で実際に支払われた炭素価格の目的にそって、EUは第三国との合意 (agreement) を結ぶことができる (2条12)

→輸入者やオペレーターは
移行期間に多種多様な炭素コストを申請し、負担を明確化することが重要

CBAM規則の用語（CBAM規則3条を中心に）

体化排出量（embedded emissions）

製品（goods）の製造プロセスにおける直接排出（熱・冷熱を含む）、また、製造プロセスにおける電力消費の発電時の間接排出を指す（3条）、体化された排出量、埋込排出量、など様々、embodied emission等と記載されることもあるが、ここでは体化排出量とする。

Annex i 製品リスト（直接&間接排出量の計測）、Annex ii **直接排出量のみ**を考慮する製品リスト

引渡し（Surrender）

CBAM証書によって、CBAM申告された体化排出量をオフセットすること（3条）

炭素価格

製造プロセス中において、放出(またはcover)されたGHGを計算されたもので、炭素削減スキームの税、賦課金もしくは料金の形をとるもの、排出取引の中で排出枠として第三国で支払われた金額（3条）

国家認証機関 national accreditation body

regulation(EU)765/2008 14条にそって各メンバー国が認定した**認証機関**（3条）

管轄官庁（competent authority, [Provisional list of National Competent Authorities \(NCAs\)2023年12月](#)）

11条に沿って認可され、各加盟国が指定した機関である。これを欧州委員会に伝達する。
管轄官庁は、CBAM証書の引渡し義務の重大で反復的な違反があった場合、認可されたCBAM申告者の地位の取り消しができる（17条8）

認可されたCBAM申告者（authorised CBAM declarant）

17条に管轄当局に認可された事業者（3条）、5条に輸入事業者の事前認可の申し込みプロセスを規定

Precursor 原材料等をさすが、前駆体とする

注：本稿ではgoodsを「製品」と訳出する。**移行期間は、間接排出量についても、計測・報告する義務がある点に留意されたい**

CBAM規則-製品輸入は申告者のみ、CBAM申告者の認可

製品の輸入 認可されたCBAM 申告者に限って、製品の輸入ができる（4条）

税関当局の義務として、認可されたCBAM申告者以外のいかなる法人格からの(筆者補足 当該)製品の輸入を認めない（25条1）

認可の申込み（Application for authorisation）（5条）

輸入事業者は、輸入に先立ち、CBAM申告者としての認可の手続きにかかる申し込みをしなければならない(5条1)。CBAM申告者が域内の居住者ではない場合に、その義務は、indirect customs representativeによる代理が可能(5条2)。CBAMレジストリー経由で、申込み手続きを取る(5条3)

5条1の適用除外

電力の輸入者は、明示的に容量(explicit capacity allocation)を受け、輸入容量を割当てられ、輸入容量を指定、ノミネートした者は、この規則の目的の下、税関申告をした国においてメンバー国からCBAM申告者とみなされる（shall）（5条4）

法人名、住所、代表者名、EORI番号、税当局の証書、輸入の予測数量等をアプリケーションに記載する（5条5）。申告者はいかなる時も取り下げ可能（5条6）

変更があった場合には遅滞なく連絡をする義務を負う（5条7）

【将来の実施規則】

欧州委員会は、申告者、管轄当局と委員会とのCBAMレジストリー上のコミュニケーションに関する実施規則を採択する権限を持つ（5条8）これらの手続きは29条(2) 審査手続きに沿ったものとする

認可された申告者 (Authorised CBAM declarant) (6条)

認可された申告者は、**毎年5月31日までに、14条にそってCBAMレジストリーを通じ、前暦年を対象とするCBAM申告 (CBAM declaration) を加盟国の管轄当局に提出しなければならない(6条)**。最初の2026年分の引き渡しは2027年5月31日に発生

CBAM申告には以下の情報を含む

- ①前暦年の製品輸入量
- ②7条に沿った体化排出量 (total embedded emissions) CO₂-t/kWh, CO₂-t/t
- ③体化排出量に相当するCBAM証書の総量
(※ETSの無償割当分を考慮、原産国の炭素価格分を控除した控除)
- ④8条、及び、AnnexViのもと認定検証者が発行した「検証報告書の写し」(Verification義務)

なお、**規則952/2013 の256条 IPP Inward Processing Procedure の再輸出加工手続き** (注 関税等の猶予) を経て、**製品が域内に再び輸入された場合、CBAM申請者は CBAM申告が必要であり、CBAM製品の体化排出量の報告義務に限定される**。この義務は、当該、**加工製品自体が、Annex iに含まれていない場合も発生する** (6条3) 返送品にも適用 (6条5)

規則952/2013 の259条 OPP Outward Processing Procedureの再輸入加工手続きを経るAnnex i の製品が加工製品となり輸入された場合、**域外の当該製造加工オペレーションの排出量分に限って、認可されたCBAM申告者はCBAM申告の報告義務を負う** (6条4)

CBAM規則-CBAM申告など

【将来の実施規則】

欧州委員会は、それぞれの施設、原産国の詳細情報、製品の類型を含む、CBAM申告の標準フォーマットを作成する

特に**体化排出量、支払われた炭素価格**に関する規則、
CBAMレジストリーを通じた申告の提出手順、CBAM証書の引渡しに関する実施規則を採択する権限を持つ（6条6）

これらの手続きは29条(2) 審査手続きに沿ったものとする

CBAM規則-体化排出量の計算

体化排出量（7条）

Annex iv 2.3の方法論で、製品の体化排出量を算定する義務がある。Annex iiの製品は直接排出量のみを算定するものである（7条1）。電力を除き、**実排出量**を測定すること、実排出量が適切に決定できない場合、**Annex iv 4.1**に沿ってデフォルト値を参照することによって決定される。間接排出量は同様に、デフォルト値を参照する（7条2）

電力

・**輸入電力** 認可されたCBAM申告者がAnnex iv,5に適合する実排出量に基づく体化排出量の決定クライテリアに適合していると証明しない限りにおいて、**輸入電力**は、Annex iv 4.2のデフォルト値によって、決定される（7条3）

・**間接排出量（電力消費）** 認可されたCBAM申告者が**Annex iv, 4.6**に適合する実排出量に基づく体化排出量の決定クライテリアに適合していると証明しない限り、**間接排出量**は、Annex iv 4.3と実施規則により特定された手法で算定する義務がある（7条4）

記録

認可されたCBAM申告者は、Annex vにそって、体化排出量の計算に必要な記録の保存義務がある。これらの記録は18条によって**認定された検証人**による体化排出量の検証、及び、欧州委員会や管轄官庁のCBAM申告のレビューが可能であるよう、十分に詳細（sufficiently detailed）でなければならない。検証報告書を含めた情報の記録、CBAMレポートが提出された年（されるべき年）から4年後の終わりまで保管しなければならない（7条5）

→ 最初の2026年報告は2027年の5月、保管期間は2031年12月と解される（訳者注）

CBAM規則-体化排出量の計算

体化排出量（7条）

【将来の実施規則】

欧州委員会は以下の実施規則を採択する権限を有する。Annex ivに設定された計算方法の要素、例えばシステムバウンダリーや前駆体、排出係数、実排出の特定施設の数値、各製品の信頼にたるデフォルト値等。データの検証の詳細レベルも含む。Annex iv, 1 によるシンプル製品と複雑製品、そして実排出量が決定できない時の条件の特定。Annex iv, 5 6 に関する電力実排出量クライテリアの証明や証拠。Annex iv, 4.3 に関する計算方法

モニタリングと検証にかかる実施規則との一致をさせなければならない

既存のETS指令によってカバーされる、以下の規制であり、とくに、
実施規則2018/2066 (monitoring 及び reporting)、
実施規則2018/2067 (**verification**、**検証人の信認**)、

委員会の委任規則 2019/331 (ETS指令10条aによる無償割当) である

また、これらの手続きは29条(2) 審査手続きに沿ったものとする

CBAM規則-体化排出量の検証

検証(Verification)

認可されたCBAM申告者は、annex viの検証方針に基づく検証人の検証によって、6条に基づくCBAM申告の体化排出量の総量を保証する義務がある(shall ensure) (8条1)

10条に一致させ、登録された第三国にある施設(installation)の体化排出量の把握のために、10条7と上記1項を満たす**情報開示された検証済みの情報**の利用を選択し、認可されたCBAM申告者が上記1項の義務を果たすことが可能である(8条2)

【将来の実施規則】

欧州委員会は、Annex 4 の検証のための指針にそって、実施規則を採択する権限を有する。

- 然るべく正当化された手続き、体化排出量の信頼をリスクにさらすことなく、当該製品の施設への検証者の訪問義務の免除の可能性
- 誤記 (misstatement) や不適合 (non-conformity) の閾値の定義
- 検証の報告書に必要とされる関連文書(supporting documentation)やその様式

また、これらはETS指令のための実施規則2018/2067との同等性や一貫性を探る。これらの手続きは29条(2) 審査手続きに沿ったものとする

CBAM規則-第三国で支払われた炭素価格

リポートで減額された炭素価格

認可されたCBAM申告者は、証書の引渡しに際して、申告した体化排出量にかかわる原産国で実質的に支払われた (effectively paid) 炭素価格を主張し、減免を申告できる。これは、実質的に支払った炭素価格に限定し、適用するものとする。この際、いかなるリポートやその他の補償(compensation)が考慮され、減額させられる。(9条1)

書類の保管義務と認証

認可されたCBAM申告者は、排出量に実質的に支払われた炭素価格があることを証明するため、書類の記録 (record of documentation) に関する保管義務がある (特に、リポートや補償に関する証拠、関連法令の参照資料)。書類に記載された情報は、原産国の当局や認可されたCBAM申告者と独立性をもつ、別の法人格 (person) による**認証を受ける**義務がある。認証者は、名前、コンタクト先を書類上に明記

CBAM申告者は実質的な炭素価格の支払いの証拠の保管義務がある (9条2) 認可されたCBAM申告者は、提出日以降4年間の記録を保管義務が発生する (9条3)

【実施規則】欧州委員会は以下の実施規則を採択する権限を有する。

- 実質的に支払った (effectively paid) 炭素価格の年間平均額の変換に関して、また相応するCBAM証書の引渡しの減免にかかる実施規則。為替レート
- 炭素価格の実質的な支払の証拠 (actual payment)
- 29条 2 審査手続きに一致させ、「独立の法人格」の要件(qualifications)

CBAM規則-第三国における操業者と施設の登録

欧州委員会は、**施設の操業者(operator)の要請に応じ**、CBAM登録簿において、操業者の登録を行う義務がある（10条1、注ここでは欧州委員会の義務）

名前、住所、コンタクト先、経済活動等など、登録簿に掲載すべき情報(10条2)

欧州委員会は、操業者に、登録簿を通じて登録を通知する。**この登録は通知後、5年間保持され**(10条3)、また操業者は、内容変更があった場合は、遅滞なく欧州委員会に通知する義務がある(10条4)

操業者は、以下の義務を負う a)体化排出量の決定 b)18条の定めによる認可済み検証人による、aの検証による保証する c)検証報告書の写し、とくにその記録検証がなされてから(has been performed) 4年間の保管義務(10条5)

検証報告書は、8条やAnnex vi に一致して体化排出量を検証できるよう、また19条にそってレビューができるように、**記録は十分詳細な情報(sufficiently detailed)**である必要がある(10条6)。操業者は「検証済み体化排出量」を公表可能である。認可されたCBAM申告者は8条のため、これを使用可能(10条7)

操業者はいかなる時もCBAM登録簿から、登録を抹消(deregister) できるが、CBAM申請のレビューの対象で無い場合とする。もしも、欧州委員会が、「操業者の情報がもはや正確では無い」と考えた時に管轄当局に知らせ、ヒアリングをした上で操業者を登録抹消する(10条8)

→欧州委員会による創業者の登録抹消

CBAM規則-CBAM登録簿

欧州委員会は、認可されたCBAM申告者の**CBAM証書に関する情報を記載する「CBAM登録簿」を電子データベースとして設立**させる義務がある。これにより、CBAM登録簿で、欧州委員会が情報を自動的に利用し、関税当局と管轄当局がリアルタイムで利用可能とする(14条1)

CBAM申告者情報とCBAM証書情報

CBAM登録簿は、認可されたCBAM申告者の以下の情報をCBAM登録簿の口座に記載しなければならない。名前、住所、コンタクト先、EORI番号、CBAMアカウント番号、ID番号、それぞれの認可されたCBAM申告者のCBAM証書にかかる、販売価格、販売日、引渡し日、再購入もしくはキャンセル日(14条2)

CBAM登録簿は第三国の施設と操業者の情報

CBAM登録簿は、離れたセクションに10条2による施設の操業者の情報を記載する義務がある(CBAM registry shall contain)(14条3)。上記の情報を含むCBAM登録簿は、名前、住所、コンタクト先、第三国の施設の所在地(location of installation)を除き、機密とされる。操業者が情報開示の回避を選ぶことも可能。この公開情報は欧州委員会がアクセス可能な相互運用とする(14条4)欧州委員会は、体化排出量の製品別の年報を出版する(14条5)

【実施規則】欧州委員会は以下の実施規則を採択する権限を有する。CBAM登録簿のインフラストラクチャーと特定のプロセスや手続き、15条のリスク分析、**上記14条2.3**、これを踏まえたデータ情報、16条を踏まえた口座情報、20条によるCBAM証書の売買などの移転、25条の輸入にかかわるクロスチェック等(14条6) これらの手続きは29条2 審査手続きに沿ったものとする

CBAM登録簿における口座は、認可されたCBAM申告者に一口座番号を割り当て(16条1)

CBAM規則の義務を全て実施、つまり全うしている場合に限り、認可されたCBAM申告者が経済活動を停止させた時、またはそれを無効化させた時、欧州委員会によって口座が停止されなければならない(16条4)

CBAM規則-認可 メンバー国の管轄官庁の権限

5条に従った**申告書の提出により管轄当局は、以下クライテリアによって許諾を与え**、他のメンバー国や委員会の関与のもとコンサルテーション手続きを15日以内に実施する義務がある（17条1）

認可されたCBAM申告者のクライテリアは以下

- a) 申込者は、関税や租税等に関する繰り返しの違反が無いこと、特に5年間に繰り返しの経済活動の犯罪歴がないこと等が条件となる
- b) 財務的、実施の要件**（financial and operational capacity）があること
- c) 提出先のメンバー国で申請者が設立されていること
- d) EORI番号を持つこと（17条2）

管轄官庁による許諾とその拒否

5条や上記を満たしていないとみなされた場合、認可されたCBAM申告者の許諾が拒否(refuse)される。管轄官庁が申請を無効化した場合、その理由やアピール(不服申し立て)の可能性を示す（17条3）。認可されたCBAM申告者の資格を**管轄官庁が与えたら、そのステータスにかかる決定はCBAMレジストリーのなかで登録**され、以下の情報を掲載する義務がある。

名前、住所、コンタクト先、EORI番号、CBAMアカウント番号、保証（17条4）

財務的、実施の要件の観点から、2年（会計年度）設立されなかった認可されたCBAM申告者の資格は取り消される（17条5）。

初回のCBAM証書の引渡しのための保証

5条5g製品の輸入数量や22条によるCBAM証書引渡しにそって、CBAM証書の総額数(aggregated value)と合わせた計算額に応じ、管轄官庁が保証額の額面を確定させる義務がある。この保証は、最初の（CBAM証書の）需要量に見合ったEU域内の銀行保証や同等の保証でなければならない（17条5）

管轄官庁が納められた保証が確実でない、もはや確実ではないと考えた場合、追加保証を支払う、或いは、5条に従って、保証をリプレイスすることを選択する。22条に従い、認可されたCBAM申告者がCBAM証書を引渡したら早急に、管轄官庁は2年目の5月末以降に保証義務を解除する（17条6）

管轄官庁による認可されたCBAM申告者の無効化

a認可されたCBAM申告者が無効化を求めた場合、

b認可されたCBAM申告者がクライテリアを満たさない場合、重大な、乃至は、繰り返しのCBAM証書の引渡し義務違反があった場合、22条に定められた四半期末のCBAM証書の納付に十分な量が当該口座に無かった場合(17条8)

認可されたCBAM申告者の取り消しの前に、管轄官庁は聞き取りの機会（possibility to be heard）を設ける義務がある。コンサルテーションの手続きを取られなければならない。同様に他のメンバー国や委員会の関与の、コンサルテーション手続きを15日以内に実施する義務がある。いかなる取り消しの決定には、理由とともに、不服申し立ての権利を含める義務がある(17条8)

管轄官庁がCBAM登録簿に記載すべき情報として、申請の拒否(17条3)、申請の無効化(17条8)を定める(17条9)

【実施規則】欧州委員会は以下の実施規則を採択する権限を有する

A申請者の関税や租税等に関する繰り返しの違反が無いこと以外のクライテリア

B銀行証明（上記8項に関する情報）

C重大違反、深刻な違反に関するアプリケーション

D無効化の帰結

Eコンサルテーションのデッドラインとフォーマット

これらの手続きは29条(2) 審査手続きに沿ったものとする

検証人の認定 (accreditation of verifier)

実施規則 2018/2067 (補足: データ検証とEUETS指令の検証人の認定) に一致する認証を受けたいかなる人は、このCBAM規則のもと検証人として認定されなければならない (18条1)

【実施規則】欧州委員会は以下の実施規則を採択する権限を有する

この規則の目的と、実施規則 2018/2067 Annex i と認定証に記載されている内容に調整のとれた関連性のあるグループの特定。これらの手続きは29条(2) 審査手続きに沿ったものとする

国家認証機関は、Annex viの検証指針に応じ、能力を持つことを示す文書に基づき、体化排出量を検証するための検証人を、要請に応じて決定する

【委任規則】欧州委員会は、28条にそって、また、取り消しと**相互承認**、**相互評価**のための補足のため特定規則を定め、検証人を監督信任するための委任規則を採択できる

訳者注 EUETS指令における検証人認定を受けていることが義務となる。
委任規則では「相互承認」の文言が残り、その他の検証人認定にも一定の可能性があるが、これは委任規則や運用指針次第

CBAM規則-CBAM申告のレビュー

欧州委員会は、CBAM申告のレビューの監督義務を負う(19条1)。当該申告が提出されるべきであった時点から**4年後の終了時点までレビュー可能**である。そのレビューは、**実地調査**を含め、監査に必要なと思われるもの、その他の関連する証拠に、25条の税関当局とのコミュニケーション情報に基づいて、CBAM申告と検証報告書の検証で構成される。

欧州委員会はCBAM登録簿を通じて、レビュー開始やその結果を管轄官庁に通知する。同様に管轄官庁も、CBAM申告のレビューが可能であり、CBAM登録簿を通じ欧州委員会に通知する(19条2)

欧州委員会の役割：リスク要因を定期的に特定する。25条や15条に規定されているCBAM登録簿上のデータ、CBAM証書の移転に関する違法行為のリスク分析やその調査に基づくもの、税関当局の通知、CBAM登録の情報やその他の関連情報に基づく。その際、罰金や不正行為等の情報交換を欧州委員会が取りまとめる(19条3)

認可されたCBAM申告者の6条に定める申告が失敗 (failed)、もしくは、入手可能な情報によるレビューで欧州委員会がCBAM証書の提出数が不正 (incorrect) と考える時、義務の達成を欧州委員会が評価 (assess) しなければならない。欧州委員会は、引渡しされるべきだった体化排出量の**予備計算「preliminary calculation」を規定する。**引渡しの年の年末、また、最大の場合、不正確なCBAM報告書が提出された4年後の12月末まで実施される。

欧州委員会は認可されたCBAM申告者の属する国の管轄官庁に、予備計算を提供するが、あくまでも参考情報として、予断なく提供されるもの(19条4)

管轄官庁は、6条と一致させるCBAM申告のなかで、引渡しされるCBAM証書の数の申告が不正確である場合、もしくは、CBAM証書が提出されなかったと結論づけた時、欧州委員会からの情報に基づき、納めるべきであったCBAM証書の数を決定する。管轄官庁は、認可されたCBAM申告者へそれを通知し、1か月以内に追加CBAM証書を引渡すよう要請する(19条5)。

CBAM規則-CBAM申告のレビュー

管轄官庁は、不服の場合のアピールの権利の情報と、それらの理由についても記載する。管轄官庁が予備計算に従ったアクションを取らない場合、管轄官庁は順次欧州委員会に、CBAM登録簿を通じて連絡する。

管轄官庁は、引渡されたCBAM証書が過大であったと考えた場合、認可されたCBAM申告者へ通知する。これは、23条に従って買い戻される（repurchased）（19条6）

CBAM規則-CBAM証書の販売と価格

メンバー国はCBAM証書を、メンバー国が設立する共通の中央プラットフォームにおいて、認可されたCBAM申告者に販売する（20条1）。欧州委員会は、これをメンバー国と共通の調達手続き（a joint procurement procedure）に従って管理する（20条2）。この両者は当該情報にアクセス可能

毎営業日の終わりに、CBAM証書の売り、買取、取り消し等の中央プラットフォームの情報を、CBAM登録簿に移転し記載する（20条3）。CBAM証書は、21条の計算と一致する価格で販売される

欧州委員会はCBAM証書の発行に際し、それぞれに、特定のID番号（unique identification number）を確実に割り当てる義務がある。また、CBAM証書の購入に際し、CBAM登録簿の口座情報の中に、その番号とCBAM証書の販売価格や日付の情報を登録する

【委任規則】規則1031/2010*の手続きと一貫性を模索し、28条と一致した補足規則を策定すること。その際、タイミング、管理、その他、CBAM証書の売買のマネジメントに関連するものについて
欧州委員会は当該委任規則を採択する義務がある

欧州委員会は、規則1031/2010の内容に一致させる**週平均の終値価格を計算する**（21条1） 欧州委員会はWebサイトや、他の然るべき方法で、CBAM証書の価格を、週の初日には公表する（21条2）

【実施規則】欧州委員会は、EUETSのオークションプラットフォームの終値価格の週単位の平均値をCBAM証書の価格とし、これを計算する。

規則1031/2010の内容に一致させる、取引が無かった週は前週の価格を適用。週の平均価格算定のための方法論の適用のため、価格公表のための実務的なアレンジについて、実施規則を定める権限がある。これらの手続きは29条(2) 審査手続きに沿ったものとする

*ETS指令 オークションにかかるタイミングや、管理、その他の事項に関する規則

前暦年の引渡し（期限は毎年5月末）

毎年、5月末に認可されたCBAM申告者はCBAM証書を引き渡す。CBAM登録簿を通じて、検証済み排出量に応じ、CBAM証書を引き渡す。つまり、最初の2026年の引渡し期限は、2027年5月末となる。

欧州委員会はこれを除去する。認可されたCBAM申告者は必要な数量のCBAM証書を、登録簿の口座に確実に利用可能なようにしておく義務がある（22条1）

毎四半期に80%相当のCBAM証書の納付義務

毎四半期の終わりごとに、暦年の年初からの製品輸入量に応じ、デフォルト値で推定された体化排出量の80%分を、口座に確実に納める義務が、認可されたCBAM申告者に、発生する。（22条2）

訳者注 移行期間のデータ収集によって決定される国平均値、実測値より高い値ものと思われる

CBAM証書の買取(repurchase)

CBAM証書の余剰分は、その求めに応じて、認可されたCBAM申告者が設立されている国の管轄官庁が買い取る(実際は、中央プラットフォーム経由で、欧州委員会が代理をして買い取る)。

買取リクエストは毎年6月末までとする（23条1）。

1項の前年の余剰分の買取上限量は、全体の余剰分の1/3とする（23条2）。購入時と同額で買い取る（23条3）

CBAM証書の取り消し(cancellation)

毎7月末CBAM登録簿の口座にある2か年前のCBAM証書は欧州委員会に取り消される、欧州委員会はその義務を負う（24条）但し、メンバー国と認可されたCBAM申告者が係争案件がある場合、相当量はこの限りではない。

※22条2のデフォルト値の義務、23条2の買取上限によって、超過義務が発生する可能性があると思われる

CBAM申告 証書納付の失敗と認可漏れの罰金は懲罰的

毎年5月末に、認可されたCBAM申告者が、前暦年の輸入製品の体化排出量に相当するCBAM証書の数量の引渡しに失敗した場合、その責任を負う。

ETS指令の16条3,4と同様、余剰排出に伴い増額の罰金となる（excess emissions penalty）（26条1）。

CBAM申告者としての認可登録ミス、納付ミスの違反—協力的な対処が重要

認可されたCBAM申告者以外の者で、CBAM規則の義務に従わずに、税関領域内に製品を持ち込んだ場合、その者は罰金を負う責任がある。この罰金は効果的、比例的で、行動を阻止するものでなければならない。その不遵守の期間の長さ、重さ、スコープ、意図的な特質性、反復性、及び、管轄官庁への協力の度合いによって、（未報告）のCBAM証書の数量の3-5倍の罰金が課されるものとする（26条2）

罰金の支払いをもって、認可されたCBAM申告者が当該年のCBAM 証書の未引渡数を引き渡す義務を、免除、解放しない（26条3）

→つまり最大5倍の罰金の支払いの上で納付義務を果たす

権限のあるCBAM申告者が19条による欧州委員会の予備計算による判断を含め、上記1項や2項に定めるように、規則の義務を遵守せず、製品を域内に持ち込んだ場合、**管轄官庁は、罰則を課さなければならない（26条4）。**

そのため、管轄官庁は、認定CBAM申告者、又はその他の者（2項）への通知義務がある：

(a) 管轄官庁が、**認可されたCBAM申告者**又は2項の**それ以外の者**が本規則に基づく義務を遵守しなかったと結論付けたこと

(b) その結論の理由

(c) 課される罰金の額

(d) 違約金の支払期日

(e) 罰則を納付するためにとるべき措置

(f) 不服申立ての権利(26条4)

期限までに罰金が支払われなかった場合、管轄官庁は、当該加盟国の国内法に基づき利用可能なあらゆる手段により、支払いを確保する(26条5)。罰金の、最終支払をCBAM登録簿に登録しなければならない(26条6)

※**管轄官庁は認可無効化の権限をもつ点にも留意されたい(17条8)**

欧州委員会は、本規則を迂回行為(circumvention practice)への対処のため、関連の客観的データに基づき、本条に従って対応を講ずる義務がある(27条1)。

迂回とは、本規則に規定された義務の全てまたは一部の回避以外で、貿易のパターン（行為、プロセス、作為(work)）の変化、十分に正当な理由または経済的正当がない行為と定義する。

このような行為には、以下が含まれるがこれに限定されない

- (a)Annexi にあるCNコードの製品に該当しないよう、当該製品へ微小な修正行為（本質的な修正はその限りではない）
- (b)対象製品の貨物を、2条(3)に規定する閾値を超えない貨物に分割すること(27条2)

欧州委員会は、迂回の特定を目的として、EUレベルで継続的に監視する。市場調査、または市民組織(civil society organisation)による報告等、関連する何等かの情報源を活用する(27条3)。

加盟国または2項で言及された如何なる状況で影響下にあった関係者は、欧州委員会に通報できる。これ以外の利害関係者、例えば環境団体、NGOであって、具体的な証拠を見つけた者もまた、欧州委員会に通報可能である。

先述の4項の通報は、その根拠を記載し、関連データ、統計を含め迂回を裏付けなければならない。欧州委員会は通報があった場合、その通報が要件を満たしている場合、加えて、欧州委員会自身が調査が必要であると判断した場合に、迂回の調査を開始するものとする。

調査の実施にあたっては、欧州委員会は、管轄官庁および税関当局の協力を受けることができる。委員会は、通報から9ヶ月以内に調査を終了しなければならない。調査が開始された場合、委員会は全管轄当局に通知する義務がある(27条5)。

税関当局から提供されたものを含め、関連するデータ、報告および統計を考慮し、本条2項(a)に示す微小な修正が確立的なパターンの現象で、1または複数加盟国において生じていると信じるに足る十分な理由がある場合、欧州委員会は、28条2(a)若干の修正を加えた製品を反迂回(anti-circumvention)の目的で追加し、annex iの製品リストを修正する委任規則を採択する権限を有する(27条6)。

委任の行使と委員会の手続き

28条 2条10及び11、18条3、20条6、27条6に基づく委任規則は、2023年5月より5年おきに見直しを実施する。欧州委員会はそのレポートを書き上げる

→つまり、最初のレポートは2028年3月とみられる

29条 委員会の手続き

1. 本委員会は、CBAM委員会の補佐を受けるものとする。同委員会は、規則（EU）No 182/2011における委員会とする。

2. 規則（EU）No 182/2011の5条（注 審査手続き）が適用されるものとする。

規則(EU) No 182/2011. 5条審査手続き

Treaty on the Functioning of the European Union TFEU第238条3項（理事会メンバーが全員参加しない場合に、A qualified majority。ここでは、理事会メンバーの少なくとも55%で、こ人口の少なくとも65%を占めるものとする。等が記載されている）

によって、規定される多数決。委員会内の加盟国代表の票は、これらの条文に定められた方法で加重（weighted）される

29条 委員会の手続き

1. 本委員会は、CBAM委員会の補佐を受けるものとする。同委員会は、規則（EU）No 182/2011における委員会とする。
2. 規則（EU）No 182/2011の5条（注 審査手続き）が適用されるものとする。

31条 EU ETSにおける無償割当とCBAM証書の引渡し義務

1. 本規則の22条に沿って引渡すCBAM証明書は、指令2003/87/ECの10a条に従い、本規則 Annex iに掲載される製品を生産する施設にEUETSにおける無償割当がなされる範囲を反映（reflect the extent）するよう、調整される
2. 欧州委員会は、上記 1 に言及する調整額の算定に関する、詳細な規則に関する実施規則を採択する権限を有する

このような詳細な規則は、EU域内でAnnexIに記載された製品を生産する施設の無償割当にEUETSで適用されている原則を参照し、ベンチマークを考慮し、当該製品に対応する値に組み合わせ、関連する投入材料（前駆体）を考慮し、作成される

これらの実施法は、第29条(2)で言及される審査手続きに従って採択されなければならない

32条 移行期間のスコープ

期間2023年10月から2025年12月

輸入者(importer)、あるいは合意があった場合は間接的通関代理人 (indirect customs representative, 代理人) は、限定的な報告義務を負う。内容は33-35条に規定されている。域内に法人が無い場合は、代理人を擁立する

33条 製品の輸入

関税当局は、輸入者もしくは、代理人に報告義務を、域内で製品が流通する前に通知する。関税当局は (EU) No 952/2013 56(5) 条 に基づいて定期的、自動的に監視システムを構築する。

欧州委員会は、その情報をメンバー国に通報する

34条 特定の関税手続きに関する報告義務

(EU) No 952/2013 259 条 にもとづいたIPP(Inward Processing Procedure) **再輸出加工手続きを経て、加工製品 (processed products) を輸入する際、もしも当該、加工製品 (processed products) がannex I に記載されていない場合でも、IPPの手続きにおいて、35条に規定する報告義務を負い、情報を記載しなければならない。**
(EU) No 952/2013 205 条の製品でも同じ義務を負う

本規則35条の報告義務は、以下の輸入には適用されない。

(EU) No 952/2013 256 条による、**再輸入加工手続き**OPP(outward processing procedure)に起因する加工製品。Regulation (EU) No 952/2013 の203 条に従った返品



CBAM規則には、企業が輸入関税を支払うことなくEU関税領域外から輸入された製品を加工できるようにする**上記、「IPP」に関する規定も含まれる。たとえ加工製品 (processed product) がCBAM規則のAnnexI に記載されていない場合も上記IPP加工手続きから生じた 製品輸入も CBAM 規則の対象**
(第2 条(1)、第 34 条(1))。

35条 報告義務

輸入者や代理人は、四半期ごとにCBAM報告書を提出しなければならない。
四半期別の最終日より1月以上遅くならない（その内容は以下）。

- 原産国で生産された**各施設の（輸入された）製品量**
電力の場合はMWh, その他の製品の場合はtで表示される製品ごとの総量
- 実際の製品排出量 (CO₂- t /t, CO₂- t / MWh) (*Annex iv*の方法)
- implementing actにより規定された計算された**間接排出量**
支払われた炭素価格 (リベート、その他の形で支払われた補償を考慮する)

欧州委員会は、CBAM報告の提出義務を遵守していない、失敗していると考えられる輸入者や代理人の事由リストを用いて、justification正当化などの対応を含め、担当の所轄官庁 (relevant competent authority) へ定期的に通知する

訂正手続き (correction procedure) (35条4)

欧州委員会は、CBAM報告が不完全、不確かと考える場合、各国の所轄官庁は訂正手続き (correction procedure)を開始し、その報告を訂正するために必要な追加情報を輸入者、代理人に通知しなければならない。訂正のために、必要な情報を追加して、輸入者や代理人は報告書を修正し、**訂正報告書 (corrected report)**を欧州委員会、及び、所轄官庁へ提出しなければならない

(注：移行期間は間接排出量についても計算する)

35条 報告義務 (35条5)

罰則

訂正手続きのなかで、受領した情報も勘案し、CBAM報告の必要な手続き(necessary steps)が講じられず、輸入者と代理人がCBAM報告義務に失敗したと考えられる場合、当局を通じて、比例的、抑止的な罰則(proportionate and dissuasive penalty)を課さなければならない

こうした一連の目的のため、32条に示すスコープの範囲で、
当局は輸入者と代理人に、以下を告知する

- 結論と結論に至る理由、CBAM報告義務違反、訂正のための必要な手続き(necessary steps)
- 懲罰量、その発生日、当該者が取るべき措置、控訴する権利

欧州委員会から情報を受け取った後に、
所轄官庁がアクションが取らないと決定した場合、所轄官庁は欧州委員会への報告義務が発生する

35条 報告義務

欧州委員会がImplementing Actで決定する内容

- 報告内容（輸入量、実際の製品排出量（CO₂- t /t, CO₂- t / MWh）、計算された間接排出量、炭素価格—関連するリベートとその他の補償スキームの事例）
 - 懲罰の明示的な幅とその基準
 - 詳細ルール：年平均の炭素価格の変換方法、年平均の為替レートの換算方法
 - 詳細ルール： annex ivに記載される計算方法の要素、製造プロセスごとのバウンダリー、排出係数。同様にデータの信頼性など、施設特性を踏まえた実排出量と個別製品への適用。
 - Annex I に記載された製品の間接排出量の報告要件の手段とフォーマット(means and format)
- (注：移行期間は間接排出量についても計算する)

本規則の29条による試験手続き（examination procedure）に沿って、32条で言及される経過措置期間中に輸入される製品に適用され、**指令2003/87/ECの適用範囲内にあり、施設(installation-specific)に関する既存の法令を基礎とする**

③ CBAM移行期間実施規則（仮訳）

移行期間の排出量報告義務 実施規則

1条-目的

2条-（用語の）定義

報告申請者の報告に関する権利と義務

3条-報告申請者の報告義務

4条-排出量の計算

5条-推定値（デフォルト値）の利用

6条-再輸出加工手続き

7条-炭素価格に関する情報の報告

8条-CBAMレポートの提出

9条-CBAMレポートの修正と訂正

CBAM報告の管理

CBAMレポートに関する管理

10条-CBAM移行期間の登録簿

11条-欧州委員会によるCBAM報告のチェックと情報の使用

12条-欧州委員会による示唆的評価

13条-不完全、乃至は、不確かなCBAM報告

14条-所轄官庁によるCBAM報告の評価、及び、情報の使用

15条-守秘義務

執行

16条-罰金

移行期間のCBAM登録簿の技術要素

17条-対象となる中央システム

18条-電子システムのコンタクトポイント

19条-登録簿の構成

20条-登録簿の連携要件

21条-CBAMユーザーのアクセスマネジメント

22条-CBAM取引のポータル

23条-加盟国の所轄官庁（CBAM CAP/N）のためのCBAMポータル（CBAM CAP）

24条-欧州委員会（CBAM CAP/C）のためのCBAMポータル（CBAM CAP）

25条-CBAM登録簿バックエンドサービス（CBAM BE）

26条-アクセス運営システム

27条-管理運営システム

28条-メンバー国のIDとアクセス管理システム

移行期間の排出量報告義務 実施規則

使用に関する電子システムの機能とトレーニング

- 29条-電子システムの開発、試験、配置、管理
- 30条-電子システムの保守および変更
- 31条-電子システムの一時的故障への対処
- 32条-共通要素の使用と機能に関する支援

データ保護、データ管理、電子システムの所有権と セキュリティ

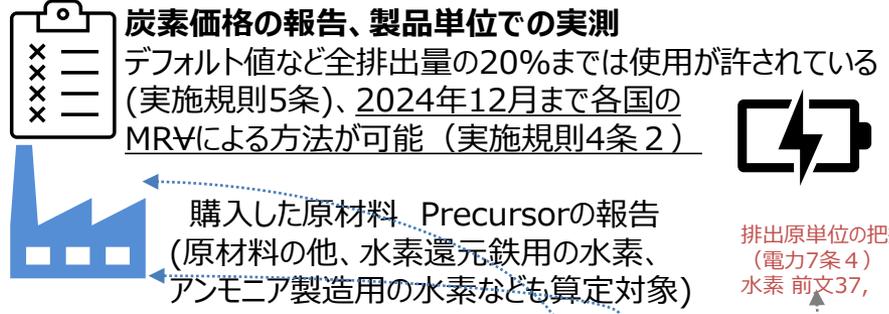
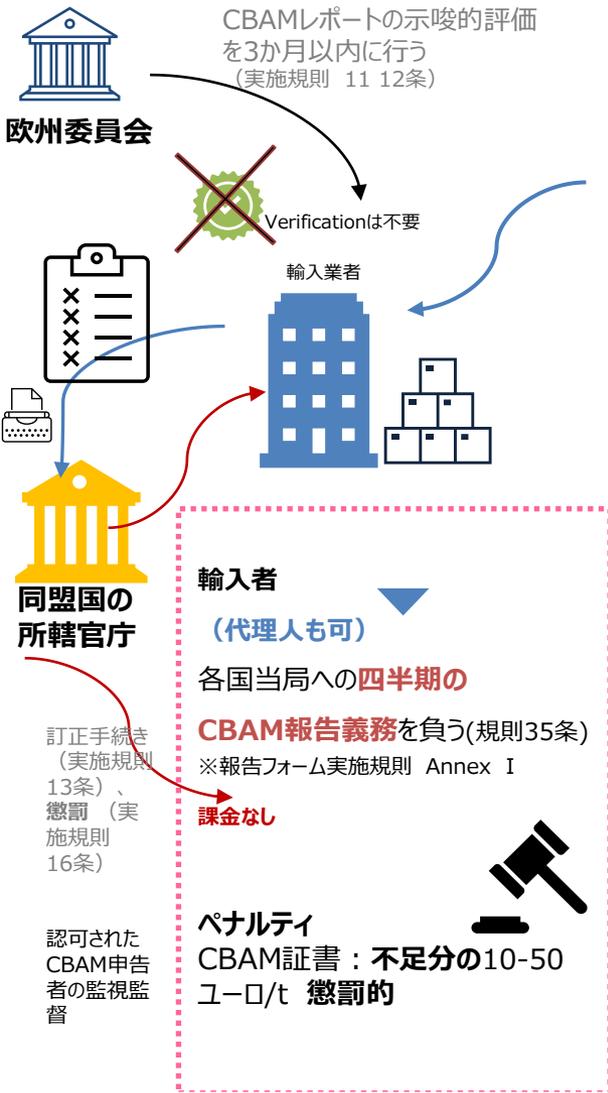
- 33条 個人データの保護
- 34条 データアクセスの制限とデータ処理
- 35条 システムの所有権
- 36条 セキュリティシステム
- 37条 CBAM移行期間登録簿の管理者
- 38条 データの5年間の保持期間
- 39条 電子システムの評価
- 40条 発効

移行期間・本格実施期間における報告や課金形態の対応の概要を確認する

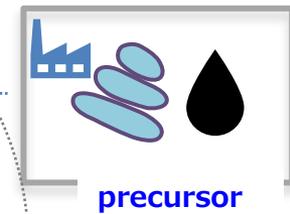
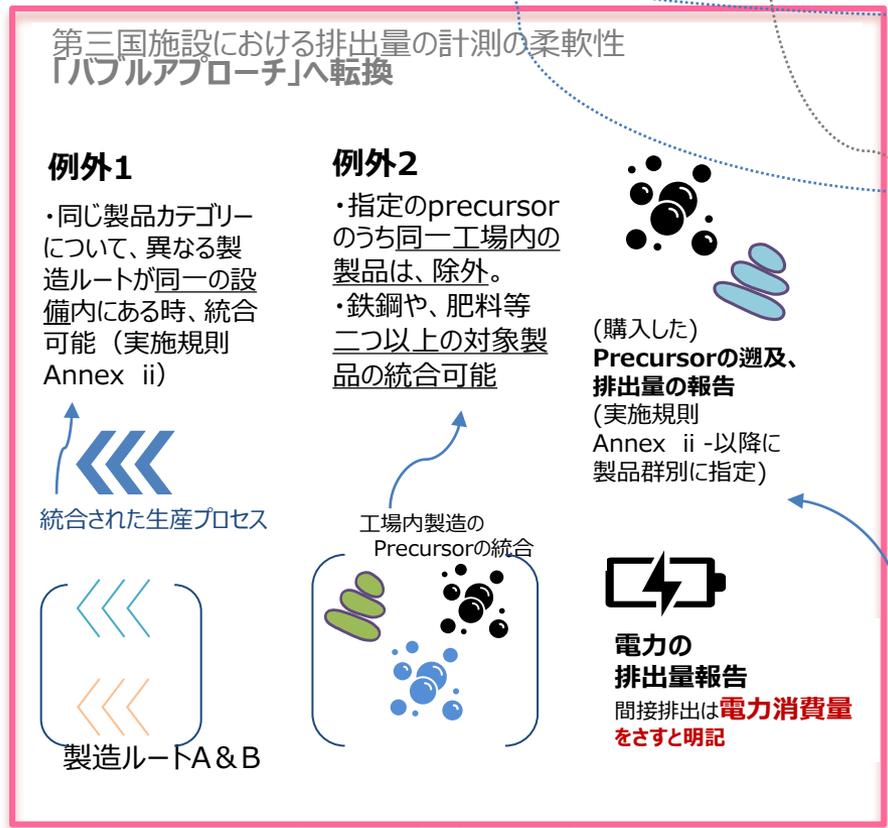
	移行期間（実施規則より）	本格実施期間 （但し実施規則未策定）
事前の認可義務	不要。CBAM移行登録簿を活用	有り。CBAM登録簿を通じて「認可されたCBAM申告者」として 事前の申請
罰則の有無	有り	有り
課金の有無	無し	有り 四半期のCBAM証書の納入が必要
炭素価格	明示的炭素価格を報告	明示的炭素価格を報告
製品排出量報告		
①検証(verification)義務	無し	有り（EU ETSの検証人である可能性）
②報告方式	四半期報告 例外や柔軟措置-①期間限定的に原産国の温室効果ガス（GHGs）算定報告が可能、②暦年を優先も、会計年度も可能(精度が高まる時) ③複数製品CNコードを統合の柔軟措置	明示的な四半期報告の義務は無いが、上記の通り、証書納入に伴って四半期の計測と報告が必要 EU CBAM方式へ完全移行 詳細は移行期間次第
③デフォルト値の使用	OK 2割まで （本格実施期間のデフォルト値の作成、データ収集が目的）	OK、懲罰的になる可能性 （デフォルト値+ mark up上乗せ） 割合の上限等は不明
④間接排出の計上	有り	有り/無しの製品の混在

移行期間の概要整理 (間接排出 = 電力も 全ての対象製品において報告、

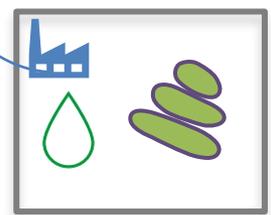
2025年1月からEU CBAM方式による算定方法へ移行、estimated values (含デフォルト値) を20%に限り使用可能



実施規則Annexにて、製品別にprecursorを指定
→購入した原材料についての排出量報告Precursor (7条、annex iv、実施規則)



間接排出 = 電力
基本的に原産国の平均値、または、価格設定をしている販売元の原単位
price setting sources (annex iv 4.3)



※ 欧州委員会に後日公表されるデフォルト値との比較 10 - 50€/tの罰則 (実施規則 16条)

出典: CBAM規則 (2023/956) 欧州委員会実施規則 2023/1773により 日本エネルギー経済研究所作成、断りのない限り出典はCBAM規則

データ収集を目的とする移行期間:四半期報告義務 懲罰の対象 10-50ユーロ/t

23
年
10
月
移
行
期
間
報
告
義
務
の
み

- 2023年6月 移行期間の報告義務に関する実施規則ドラフト→8月実施規則策定策定了
- 2023年10月 四半期報告義務の開始(規則35条1)但し罰則付き。デフォルト値のためのデータ収集が目的とみられる
- 2024年1月 **四半期報告(炭素価格、体化排出量)の初回締め切り以降毎四半期**(実施規則8条1) ←
- 加盟国所轄官庁によるcorrection procedure開始(実施規則14条4)
- 16条 懲罰(罰金10-50€/t) (2か月間の修正可能・実質的には締め切りの1月後 実施規則9条1)
- 2024年7月迄 **特例、下記に記載されるその他手法による計測や報告可能**(実施規則4条3)
- 各国の方法、レファレンス関連資料提出の上。**デフォルト値の制限無し(2024,3Qから20%の制限がある-欧州委員会2023年12月文書)**
- 最初の2回のレポートは遡及修正可能(実施規則9条2)
- 2024年12月迄 **特例、各国のMRV制度による計測可能、カーボンプライシングや排出量強制モニタリングスキームによる計測可能**(*実施規則4条2-derogation)
- 2024年末下流製品(down stream)の対象製品の公表(規則30条3)
- 2025年1月 **EU CBAM方式による算定方法へ完全移行 MRV** ←
- estimated values(含デフォルト値・欧州委員会プレス)は20%を上限として、使用可能(実施規則5条、[TAXUDホームページ](#)) ←
- 2025年半ば 欧州委員会による欧州議会・理事会への規則修正提案(欧州委員会2023年6月プレス)
- 2025年末 間接排出量(電力)への拡大の検討、有機化学・ポリマー等の検証(規則30条2b)
- 2030年までの対象製品の拡大、EU ETSセクターと一致させる**time tableの公表**

26
年
1
月

本格
実施

2026年 1月 **本格実施** 輸入者はCBAM申告者の事前登録し認可を得る
(CBAMレジストリー経由、代理も可)

2026年 3月 各四半期ごとに体化排出量の**80%分のCBAM証書を調達し**
アカウントに保有 (デフォルト値で計算した値、規則22条2)

2026年 4月 欧州委員会のトランジション期間のレポートチェック期間の終了
(実施規則11条)

2027年 5月 **本格実施の初回の初回報告** CBAM レジストリーからdeclaration提出(6条)
(昨**暦年**の体化排出量と炭素価格の確定)、以降、毎年5月に報告

算定方式：各国のデフォルト値+mark-upで比例的に上乗せした値を適用(7条, Annex iv)、
それも利用不可の場合ベンチマーク(EU ETS対象 下位X%)を使用(Annex iv)

及び、CBAM証書の引渡し(規則22条) 引渡しNGの時3-5倍の罰金(規則26条)

2027年末 移行期間終了時点より2年ごとのアセスメント。欧州委員会は
欧州議会・理事会へ。**カーボンリーケージ等の評価レポートを提出(規則30条)**

2030年 EU ETS対象セクターと同様の対象製品の拡大を目指す

26
年度
GHGS

28
年度
化石燃料賦課金
(炭素サーチャージ)

33
年度
特定事業者負担金

データ収集を目的とする移行期間:四半期報告義務のデットライン 懲罰の対象 10-50ユーロ/t

規則上許容されている修正期間。

最初の2期は7月末（3回目の締め切り）までの修正が可能（9条2）その他々の後の修正1月を示すもの（9条1）

暫定レジストリにおいて、“request delayed submission”の申請が事前に必要である。この後、CBAM申請は、所轄官庁との対話による訂正手続き（実施規則14条4）があるとみられ、真摯な対話をすることが望まれる。

正当なリクエストがあった場合、締め切りから1年後の訂正が可能である（実施規則9条3）。

REPORTING PERIOD	SUBMISSION DUE BY	MODIFICATION POSSIBLE UNTIL*
2023: October – December	2024: January 31	2024: July 31
2024: January – March	2024: April 30	2024: July 31
2024: April – June	2024: July 31	2024: August 30
2024: July – September	2024: October 31	2024: November 30
2024: October – December	2025: January 31	2025: February 28
2025: January – March	2025: April 30	2025: May 31
2025: April – June	2025: July 31	2025: August 31
2025: July – September	2025: October 31	2025: November 30
2025: October – December	2026: January 31	2026: February 28



29 FEBRUARY 2024

Guidance for declarants - “Request Delayed Submission”
English (670.9 KB - PDF)

[Download](#) ↓

CBAM証書の納付の考え方 炭素価格ギャップを埋めることが EU CBAMの目的

移行期間（2023年10月～2025年）

輸入事業者には、直接embedded emission、間接embedded emission、原産国の炭素価格など報告義務のみを課す。データ収集、国別・製品別デフォルト値の推計 (annex iv,4) が移行期間の目的となる (間接排出が今後対象か否かは、EUの加盟国単にでコスト補償が実施されており、この補償制度次第)

[租税当局から出ているユーザーマニュアル \(右\)](#)

[欧州委員会租税総局](#)
[から提供されている](#)
[CBAM暫定レジストリ](#) (左)



TAXUD AUTHENTICATION PORTAL
UUM&DS

European Commission > TAXUD authentication portal

Where Are You From (wayf)

Select the domain of the application you request access to
Carbon Border Adjustment Mechanism

Select the country where you want to be authenticated
France

Select type of actor
Customs representative

Type of ID
EORI

ID
[] Validate

I am acting on behalf of:

Application User Manual

CBAM Declarant Portal

Date:	22/12/2023
Status:	Submitted for acceptance (SfA)
Version:	1.41 EN
Author:	SOFT-DEV
Approved by:	DG TAXUD
Reference number:	DLV-379-6.4-202-2-57
Public:	DG TAXUD external
Confidentiality:	Publicly available (PA)

EU CBAM規則の特徴

2023～2025年：移行期間、四半期報告の輸入者の義務が発生（罰則つき）
2026年～：CBAM証書による課金義務を伴う

制度設計要素	設計の選択肢
①調整対象とする貿易の範囲	<p>輸入のみ（輸入事業者の義務、代理可。CBAMレジストリー経由のAuthorization）（5条）</p> <p>移行期間以降毎2年おきに、輸出に関する炭素漏洩のリスクを欧州委員会が評価。必要ならWTO整合的な輸出リベート法案を提出 （初回2027年末 30条5 欧州委員会の義務）</p>
②調整対象とする自国の政策	<p>明示的カーボンプライシングのみ</p> <p>※carbon price effectively paid（リベートなどを考慮、エビデンスを要求）（9条4） 第3国とのアグリーメントも可（余地は僅少か）（2条7）→仔細は実施指針へ</p>
③輸入課金の対象国	<p>全ての国、ただし、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン除外 （Annexiii-1 EU-ETSリンク国の除外）</p> <p>輸入電力除外（Annexiii-2 電力市場統合と炭素価格負荷） ※電力輸入は別扱い：電力市場の統合および2050年炭素中立のための法制、2030年までの電力部門のETSの実施、EU-ETSと等価の電力へのカーボンプライスの実施によって、除外あり（2条7）</p>
④対象セクター	<p>セメント、電力、肥料、鉄鋼（ネジ・ボルト・ナットを含む）、アルミ、水素 ※CNコードを記載。Annex i, Annex ii（直接排出のみ）</p> <p>※2024年末（At least one year before the end of the transition period）までに 上記の下流製品（補足：組み立て）への拡大の可能性を残す（30条3 further down the value chain of the goods） 2025年末までに（Before the end of the transition period）、①有機化合物・ポリマーのように、適用を拡大するセクターの可能性を評価、②2030年までに、EU-ETS指令（10b directive 2003/87/EC）のカーボンリーケージリストにより本規則の適用を検討し、CBAMの対象製品とするか（gradual inclusion of the goods）のクライテリアを検討（30条2）</p>

出典：1.2023年5月CBAM規則 REGULATION (EU) 2023/956、2.移行期間における実施規則（c(2023)5512 final）実施規則と表記、3.EC（2023）“Guidance document on CBAM Implementation for Installation Operators Outside the EU”（法的拘束力なし）ガイダンスとして表記

EU CBAM規則の特徴

2023～2025年：移行期間、四半期報告の輸入者の義務が発生
2026年～：CBAM証書による課金義務を伴う

制度設計要素	設計の選択肢
<p>⑤ Embedded emissionの範囲</p> <p>※CNコードの記載。Annex i Annex ii</p>	<p>直接排出のみ（鉄鋼・アルミ・水素）、直接&間接排出（セメント・肥料（アンモニア）・電力） ※2025年末までに、直接排出のみ対象の産業も、間接排出評価の可能性を検討（30条2）。 輸送、及び、輸送サービスも同時に検討（30条2）。 対象製品の投入財（前駆体）の拡大を検討（30条2） ※鉄鋼のうち、CN code 2601（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱）は直接&間接排出（Annex i）</p>
<p>⑥ 工場排出量のEmbedded emissionへの転換方法</p>	<p>不明 - 但し、移行期間「バブル方式」を活用（※同一工場で複数製品を生産する、特に、鉄鋼、インゴットアルミ製品とアルミ製品、混合肥料の場合は統合可能。複雑財に関し、外販しないプレカーサーは統合可能。詳細は別途）（実施規則 Annex V A4）</p>
<p>⑦ 調整時に適用する排出量</p>	<p>企業別・工場別の製品の実排出量を計算。 デフォルト値 + mark-up 上乘せを適用（7条, Annex iv）、 それも利用不可の場合 ベンチマーク（EU-ETS対象 下位X%）を使用（Annex iv） ※輸入電力は別扱い</p> <p>- 但し、移行期間のうち、一部の例外がある。2025年1月からEU方式が採用される <u>Derogation例外</u>：2024年12月強制的な排出量モニタリングスキーム（M/R method）等による計測可能（4条2）、 <u>Derogation例外</u>：2024年7月そのデータを得られない場合、その他の方法（レファレンス、関連資料提出）、デフォルト値による報告（製品ごと（2023）、規則Annex iv,4、実施規則4条3、ガイダンス） <u>Derogation例外</u>：estimated valueは上限20%まで使用可能（実施規則5条、web上は、デフォルト値と区別していない。（「第3国オペレータ向けガイダンス」にはデフォルト値20%以下と記載（Annex C）。 租税総局webより、2025年1月以降の在り方を補足</p>

出典：1.2023年5月CBAM規則 REGULATION (EU) 2023/956、2.移行期間における実施規則（c(2023)5512 final）実施規則と表記、3.EC（2023）“Guidance document on CBAM Implementation for Installation Operators Outside the EU”（法的拘束力なし）ガイダンスとして表記

EU CBAM規則の特徴

2023～2025年：移行期間、四半期報告の輸入者の義務が発生
2026年～：CBAM証書による課金義務を伴う

制度設計要素	設計の選択肢
<p>⑧適用する価格 ※排出枠の価格変動への対応 ※原産国の炭素コスト分の減額 ※途上国に対する減免</p>	<p>原則としてはEUETS価格と同一(最初の引渡しは2027年5月) (22条) ※証書購入時のETS価格 (週平均値が反映されているCBAM証書を調達) (21条)</p> <p>7月1日をめとし取消、2年以上バンキング不可 (前暦年よりも前のものは取消し) (24条)</p> <p>※明示的価格のみ カーボンプライシングメカニズムを考慮するための合意を第三国と締結可能 (2条)</p>
<p>⑨政府収入の使途</p>	<p>不明 (別途EU大の取組みでLDCsに支援) next generation of own resourcesの提案を完成。 炭素価格 80 ユーロ/tの時 国境調整収入15億€と試算。加盟国が25%保持、75%は年に1回 (2月) 欧州委員会の資金公募</p>

バブル方式から確認をすること!

本条は罰金が課せられた場合に重要であること、多寡を決める要素が報告者にとって重要であるため、詳述する



16条 罰則 加盟国は、以下の場合に罰則を適用する：

- 1.(a) 申告者が、CBAM報告書の提出義務の遵守に必要な手続きをとらなかった場合
- (b) 13条に規定するCBAM報告書が不正確、不完全であり、かつ、所轄官庁が14条4の「訂正手続」を開始した時、これを訂正する手続が未実施となった場合

2. 罰金の額 未報告の排出量10-50ユーロ/tとする。欧州消費者物価指数に応じ増額
3. 額の決定の考慮 欧州委員会のデフォルト値の算定値との比較において、未報告排出量(unreported emission)により、実際の罰金を決定する。その際、所轄官庁は、以下を考慮する：
 - (a) 未報告情報の範囲；
 - (b) 輸入された貨物の未報告量と、それらの貨物に関連する未報告の排出量；
 - (c) 情報提供の要請又は CBAM 報告の訂正に応じる報告申告者の用意；
 - (d) 報告申告者の故意又は過失；
 - (e) 報告義務の遵守に関する報告申告者の過去の行動
 - (f) 違反を終わらせるための申告者の協力の度合い；
 - (g) 報告申告者が以下を行ったかどうか。
- 4 13条の意味のなかで、不完全・不正確な報告が連続2回以上連続して提出された場合、また未報告の期間が6カ月を超えた時、より高い罰則が適用される。

I-2 各国スタンスや動向・分析

主要国におけるETSとCBAMへの対応状況 2024年 3月末の概況など

市場懸念
UKCBAM
への
対応へ

EU ETSと
完全
連携
模索中

貿易量大、何等か
の
批判
傾向も

独自の
国境調整を
模索中

	①ETS	②自国CBAM	③EU CBAMへの対応
英国	○ ブレクジット前は EUETSとの統合を目指す キャップ&トレード	2027年からUKCBAM実施を発表 2024年から検討を開始 ETSとボランタリー製品基準	CBAMと自国市場への高排出製品の流入を懸念、同一市場を形成も炭素価格差あり 電力市場のニーズが低く、値差拡大。（製品基準は強制ではなくボランタリーと決定）
トルコ	試験期間を経て 開始へ	-	EU加盟の前提もあり、他の新興国とは異なる立場。経済リフォーム計画プログラムで、 1年間の試験実施期間を経て、2024年までETSを実施する
ウクライナ	2025年にETS 設立を予定		MRV関連法案が2020年に施行されているが、不完全
中国	○	-	WTO提訴 の可能性示唆、二国間・マルチ交渉等も進む
ロシア	-	-	EU CBAMを一時的措置と批判。対象品目の一部は、制裁下にある
インド	○ ベースライン&クレ ジット検討中	-	WTO提訴 を度々示唆も、二国間交渉も進む
韓国	○	-	EU CBAM（炭素国境調整メカニズム）対応TF会議を設ける。堅牢なMRV
カナダ	州ごと、及び、連邦の最低 価格	2020年秋にパブコメを実施	米EUの動向を注視
米国	一部の州のみ その他は無し	共和党・民主党 共に法案を提案中、 3法案あるも、選挙次第	鉄アルミ・関税交渉においてEU米で交渉中 → 12月末サスペンド 2023年6月から鉄アルミの原単位調査を開始(United States International Trade Commission (USITC)) 一例) Cassidy & Graham 共和党上院議員が Foreign Pollution Fee を 課金する法案。米国と輸入国の 製品排出原単位差 を階層として閾値を置くもの
豪州	○ ベースライン&クレ ジット	導入可能性の検討に着手	セーフガードメカニズム（ETS）後、産業界の要請あり（24年第3Q終了） 製品基準も検討中

厳格化

- **EUとして最強硬**

CEMBUREA (セメント) デフォルト値の使用制限 及び、抜き取りサンプル調査を要請
所轄官庁によるCBAM報告書のチェックの重要性。2024年7月と2024年12月まで適用される報告の柔軟性は、時間的に厳格化すべき。移行期間についても罰則強化すべき

EUROFER (鉄) デフォルト値20%の使用(の20%未満に寄与する投入原材料またはサブプロセスにのみ適用)、スクラップに関する情報を、Annex IV2項のセクター別パラメータで収集することを推奨

- **中小企業の負荷軽減を主張するもの** European Association of Chemical Distributors (FECC)、European Fastener Distributor Association (EFDA)、The Fasteners Institute of Japan
- **データ共有プラットフォーム構築** European Association of Automotive Suppliers (CLEPA) 今後2年以内にデフォルト値を20%未満にすることは、輸入業者にとって極めて困難。一次データを利用できるよう、データ交換プラットフォームの構築を求める。改良も必要。成熟度の異なる原料生産者にも利用できるように。
- **簡素化、相互承認を求める主張** APPLiA 欧州家庭用電気機器産業協会 デフォルト値の使用は、排出量の最大20%に制限されるべきでない。過小評価されないよう最高レベルに設定できる。EUの独自財源増にもなる。検証について、第三国との協力を強化することも重要。各加盟国に十分な認定機関を確保するため、**認定要件とプロセスを詳細に定めるべき。タイも同様**
- **最低額基準 – 適用除外が低すぎる** DIHK (Deutschen Industrie- und Handelskammer) ドイツ商工会議所連合会 デミニマス (最低額) 限度額や時間的猶予といった形での改善が急務
- **各国ETSのMRVを認めてほしい** 英国 (ETSとほぼ同システムだが、炭素価格が低いという別の視点)。豪州も同様。韓国、炭素価格の算定方法を要請
- 欧州において、CBAMによって従来の改質器ベースの水素 (グレー、ブルー、そして我々の循環溶液) は、EUETSの無償割当を失い、純然たるコスト増となる。DOWケミカル
- **情報漏洩への懸念** European Chemical Industry Council (CEFIC)、日本ネジ工業協会、韓国、タイ

提案型

柔軟化

産業界等の反応

European Commission “Have your say” Public Consultations and Feedback

実施規則に対するパブリックコンサルテーション中、178件のフィードバックのうち、44件を分析。前ページの通りの代表的・主要意見を表を作成したところである。

政府（アルファベット順）

Australian Government

Government of Brazil - Ministry of Foreign Affairs

Government of the Republic of Korea（大韓民国政府）

Ministry of Commerce of the Kingdom of Thailand

Ministry of Economic Affairs Taiwan

Permanent Mission of the Russian Federation to the EU

The Republic of South Africa’s (SA)Department of Trade, Industry and Competition (DTIC)

Turkish Government (Ministry of Trade)

商工会議所（アルファベット順）

American Chamber of Commerce to the European Union

European Union Chamber of Commerce in China

The Federation of Bangladesh Chambers of Commerce and Industry

International Chamber of Commerce

企業（アルファベット順）	鉄鋼	アルミニウム	セメント	化学	肥料	自動車	家電	他組立製品
Aperam South America (Brazil)	●							
CEZ Group								
Dow				●				
Hyundai Steel Group	●							
ICL Europe					●			
IKEA of Sweden								●
Nemo Link Interconnector								
Tesla						●		

産業団体 (アルファベット順)	鉄鋼	アルミニウム	セメント	化学	肥料	自動車	家電	他組立製品
APPLiA							●	
Brazilian Aluminium Association (ABAL)		●						
Brazilian National Confederation of Industry (CNI)								
Brazil Steel Institute	●							
Brazilian Wind Energy and New Technologies Association (ABEEólica)								
CEMBUREAU (The European Cement Association)			●					
Chairman of Aluminium Industry Club The Federation of Thai Industries		●						
Climate Change Institute The Federation of Thai Industries								
Confederation of European Paper Industries (Cepi)								
EUROFER	●							
European Association of Automotive Suppliers (CLEPA)						●		
European Association of Chemical Distributors (FECC)				●				
European Chemical Industry Council (CEFIC)				●				
European Fastener Distributor Association (EFDA)								●
Fertilizers Europe					●			
Indian Steel Association	●							
Japan Aluminium Association		●						
Japan Business Council in Europe								
Korea Business Association Europe(KBA Europe), Korea International Trade Association(KITA)								
KOREA IRON & STEEL ASSOCIATION	●							
National Institute of Environmental Research								
Thailand Greenhouse Gas Management Organization (TGO)								
The Fasteners Institute of Japan								●
UK Steel	●							

米英豪における炭素国境調整の動向

① 米国は明示的炭素価格政策を持たず対策を実施
現在3法案が残るが大統領選挙次第

英国はEU CBAMの影響を懸念し2024年内に検討

豪州はベースラインクレジット型のCBAMを目指す

米国の炭素国境調整3法案

この時には賦課金額の明示がある点が特徴

1.2022年8月 ホワイトハウス上院議員（民主党）は、2024年から炭素集約度による「炭素国境調整」に関する「クリーン競争法」(Clean Competition Act)を提案

排出量の報告義務

賦課額は55 \$ /t。インフレ率を上回る毎年5%上昇(LDCsを除外)

国際市場における米国企業の競争力を高め、炭素国境調整メカニズムを構築して地球温暖化温室効果ガスの主要排出源に対処することを目的とした法案を提出した。（上述のクリス・クーンズ上院議員（民主党）、ブライアン・シャッツ上院議員（民主党）、マーティン・ハインリッヒ上院議員（民主党）と共同提案）

国境調整の対象は エネルギー集約型

一次産品を生産する施設で、EPAの温室効果ガス報告プログラム（GHGRP）の下でGHG排出量の報告も求められているものを含む。

財務省にGHGRPデータを報告することが求められる。次に財務省は、国境調整の初期段階において対象となる各エネルギー集約型産業の平均炭素強度（スコープ1と2の排出をカバー）を算出することになる。NAICSコードによる算定

2.2023年 Coons上院議員ら（共和党）国境調整の提案が、今後数か月後にある模様であり、超党派での支持。

2023年6月 超党派の炭素関税を念頭にPROVE IT Act法案の提案

（データ収集）

米国上院議員ケビン・クレイマー氏(共和党-ND)、キャシデー氏（共和党-LA 次の法案とは別人物）とクリス・クーンズ氏(民主党-DE)は、the Providing Reliable, Objective, Verifiable Emissions Intensity and Transparency (PROVE IT) Act.を提出した

- ①賛同 Senators Bill Cassidy (R-LA), Angus King (I-ME), Lisa Murkowski (R-AK), Martin Heinrich (D-NM), Lindsey Graham (R-SC), Sheldon Whitehouse (D-RI), and John Hickenlooper (D-CO).
- ②内容 米国で生産された特定の製品の排出原単位を他国で生産された同じ製品の排出量と比較する包括的な調査を実施するようエネルギー省（DOE）に依頼。競争条件を平等に。（G7による）**平均原単位を採用する模様。**
- ③22品目（鉄アルミセメント石油製品水素太陽光、風力タービン、ウラン他）。

出典：法案原文、下記資料より

PROVE IT - One Pager.pdf | Powered by Box

コメント：法案原典を確認したところ
関税用のCNコードで指定をするも、調査だけを要請している。報道によってはチップス法との連携。にも言及しているため、CBAMの対抗措置としての具体性は今のところ弱い。

The PROVE IT Act would direct the Department of Energy to publish a study within two years of enactment to identify:

- Average emissions intensity of covered products produced in the United States and any gaps in that data
- Average emissions intensity of covered products by a G7 country, free trade agreement partner, foreign country of concern, and countries who control a substantive global market share of a covered product
- Issues with verifying average product emissions intensity data for covered products produced in covered countries
- Relative emissions intensity of each category of covered products produced in the U.S. compared to the average product emissions intensity of each category of covered products produced in covered countries

Coons議員（民）らの法案→エネルギー省に国産品・輸入品の製品排出量を計算させるだけの法案、提案議員は民主党＋共和党（<https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/1863>）

Senate - Environment and Public Works 上院環境公共事業委員会を通過（2023年1月）

下記によれば幅広い産業界等の関係者の支持を受けている模様

U.S. Chamber of Commerce, Bipartisan Policy Center (BPC) Action, **American Iron and Steel Institute (AISI)**, National Association of Manufacturers (NAM), Citizens for Responsible Energy Solutions (CRES), and the Center for Energy and Environmental Policy Research, among others.が賛成

（<https://www.cramer.senate.gov/news/press-releases/sens-cramer-coons-introduce-bill-to-identify-emissions-intensity-of-domestically-produced-goods>）

米国の炭素国境調整3法案 排出原単位と炭素価格なしでの課金

3. キャシディ及びグラハム上院議員（共和党）が Foreign Pollution Fee を課金する 法案

米国と輸入国の製品排出原単位差を階層として3つの閾値を置くもの
10%違いの時（5%課金）、
50%違いの時（10%課金）、200%の時(20%課金)とする
（50%炭素原単位の差の時25%へ、25%の時10%へ向けた貿易誘導）

○例外 「50%の製品排出原単位の差であって、自由貿易協定を結ぶ国」を免除

○製品：鉄、アルミ、石油製品、オイル&ガス、リチウムイオン電池、バイオ、天然ガス、PV等

出典：キャシディー議員サイト

https://www.cassidy.senate.gov/imo/media/doc/foreign_pollution_fee_bill_text.pdf



こうした動向から米国の嗜好する国境調整措置は原単位ベースであるとみられる。しかしその詳細は**2024年の大統領選次第である**。例えば一律10%関税上昇や、特定国への関税60%、100%の関税率を示唆している（<https://taxfoundation.org/blog/donald-trump-10-percent-tariff/>など）

英国の炭素国境調整



英国の例 - 詳細 85% が炭素漏洩リスク有り と回答

コンサルテーションを踏まえ、製品基準VPS (Voluntary Product Standards) とUK-ETSと対になったCBAMを2027年に実施することを決定

1 製品基準はボランティア :

2023年3-6月 MPS (Mandatory Product Standards) 7分類のうち最下位は市場流通NG を目指すも→NG (不成立) IDDIやなど政府調達、上流下流を含むべきか? 等を問うたが、ボランティアベースで決着

2 UK-CBAM内容 :

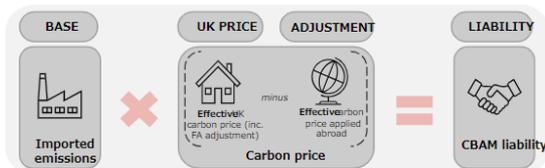
- 対象製品 鉄、アルミ、肥料、水素、セメント、セラミック、ガラス (日本企業の影響は限定的とみられるが詳細次第)
- 2021年にEUETSの参加で開始されたUK-ETS排出量取引制度とCBAMとを連携させて、無償割当を調整 2024年にCBAMと製品基準 (ボランティア-VPS) をそれぞれのトラックで検討(MPSは2020年後半へ先おくり)

3 コンサルテーションを経た決定事項の公表 @2023年12月

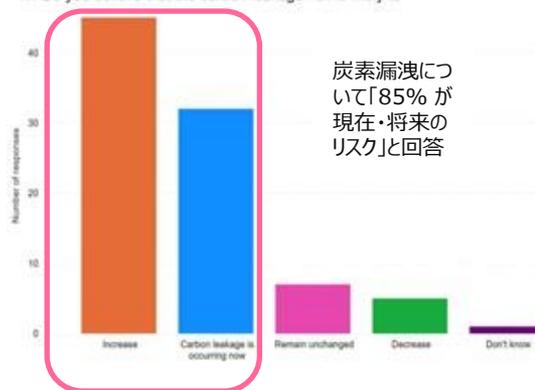
(Q&A Department for Energy Security & Net Zero, HM Treasury) 2023 -2027年の間ETSを45% 削減。しかし2026年までは無償割当の現在レベルの維持を産業界と確認

- CBAM証書の購入や取引を含まない (価格ギャップを埋める)
This system will not involve the purchase or trading of emissions certificates.
- 対象 : スコープ1.2 + 体化排出量の定義 - 上流と廃棄排出を可能性として残す

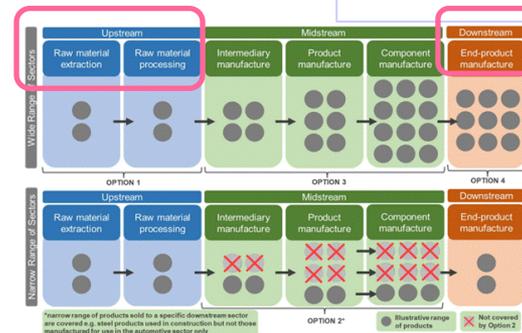
2027年CBAM開始の予定であり、2024年詳細のルールやセクターなど検討 EU-ETSの価格下落により価格ギャップは逓減する可能性も



1.1 Do you believe that the carbon leakage risk is likely to



Addressing carbon leakage risk to support decarbonisation
Summary of consultation responses and government response
Dec. 18 December 2023



豪州の炭素国境調整



豪州の例 – 詳細：ネットゼロをめざしベースライン & クレジット型の排出量取引制度を2023年4月に法制化 **Safeguard Mechanism (Crediting) Amendment Act 2023**(<https://www.legislation.gov.au/C2023A00014/asmade/text>)

同年8月気候エネルギー相（Bowen氏）「カーボンリーケージの対処（国境調整）の検討のため、**CBAM、あるいは他の炭素リーケージ政策オプションが豪州にとって適切かどうか、以下の観点よりレビューを行う**。産業界の関係者には、「CBAMやそなどを実施と考える者もいるが、EUでの経験から慎重に検討する必要がある」と発言

- ・ 炭素リーケージリスクのアセスメント（2024年第一四半期）
- ・ 炭素リーケージに対処するための政策オプションの開発
- ・ **特に鉄鋼とセメント（これに問わず）**に関連した豪州CBAMの実現可能性の評価（輸出入）



出典：“Speech to Australian Business Economists” 2023年8月15日
Speech to Australian Business Economists
| Ministers ([dcceew.gov.au](https://www.dcceew.gov.au))



Australia’s Carbon Leakage Review(左記Jozo教授が座長@気候エネルギー省)12月パブリックコメント締め切り2回目のコンサルテーションペーパーは2024年月中旬。**最終のアドバイスは2024年9月末まで**

(<https://www.dcceew.gov.au/climate-change/emissions-reduction/review-carbon-leakage#:~:text=Consultation,open%20until%2012%20December%202023.>)



Business Council of Australia（豪州経団連） – 国境調整を支持

国際競争力を維持し、海外への炭素漏洩(carbon leakage)を最小限に抑えることができる。一部企業にとっては困難となる。企業は、経済を堅調に保つ実行可能な確保するために、これに詳細に取り組む準備ができています。Powering the Regions Fundへのサポートも重要。

communities and trade exposed industries are not left behind.出典：**Business Council of Australia2023年1月**
<https://www.bca.com.au/business-council-statement-on-safeguard-mechanism-design>

Guardian(2022年10月)は、豪州経団連が「労働党に炭素関税を申し入れた」と報道
The Australian Financial Review（2023年1月）、労働組合が「炭素関税」を支持したと報道 →**産業界 & 組合の要望!!**

CN法制

2023年4月の法改正Safeguard Mechanism (Crediting) Amendment Act 2023 1条2改正で総量規制化（但しnet）
2020年7月から2030年6月まで：

セーフガード ネット総排出量（total net safeguard emissions）が、二酸化炭素換算で合計 12 億 3,300 万トンを超えないこと

ネット・セーフガード排出量が減少すること：

① 2029年7月開始の会計年度において、1億トン-CO₂を超えない。 ②2049年6月の会計年度はゼロとする ▶ つまりCNキャップあり

対象とベースラインBLの設定

対象：10万トン-CO₂以上のCO₂排出事業者

ベースライン BLセッティング：年率4.9%で下落する → 2030年以降3.285%（32条NGER2015）

（最初：2023年度は9割が当該施設の値 Site Specific 2029年度は業種平均100%へ）

Setting baselines for existing facilities

Baselines for existing facilities will be set using a hybrid model initially weighted towards the use of site-specific emissions intensity values, transitioning to industry average emissions intensity values by 2030, with the following ratios:

	2023-24	2024-25	2025-26	2026-27	2027-28	2028-29	2029-30
Industry Average : Site Specific	10:90	20:80	30:70	40:60	60:40	80:20	100:0

Industry average baselines are more efficient as they provide an incentive for production to occur where emissions are lowest. However, starting close to facilities' site specific values will mean costs are introduced in manageable increments, giving business sufficient time to plan and implement emissions reduction projects. The hybrid approach will deliver the same emissions reductions, so Safeguard facilities contribute their share of the national emissions target. The approach also removes aggregate headroom, allowing for crediting and trading to begin at scheme commencement.

制度開始と同時にクレジットと取引を開始することができる、という

Industry average

業界平均のベースライン排出量の最小の施設で生産を行うインセンティブを与え、より効率的である。

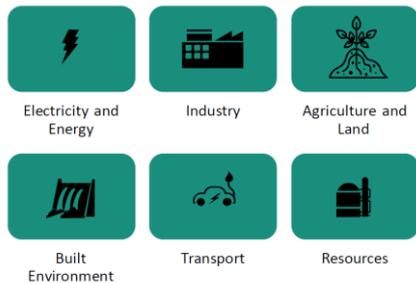
施設固有の値（Site specific）値からスタートすることで、事業者が排出削減プロジェクトを計画・実施するのに十分な時間ができる。

ハイブリッド・アプローチは、同じ排出削減量を達成するため、セーフガード施設は国の排出量目標に貢献することになる

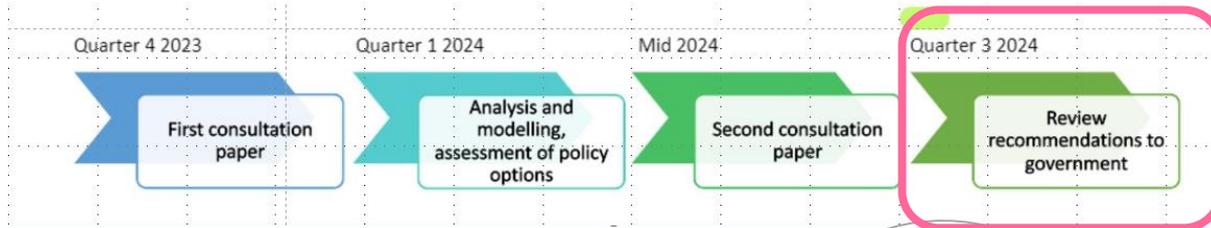
背景など：丸山（2023）「セーフガード・メカニズムの運用開始以来、実際には、指定大規模施設の排出量は7%増加しており（2021年時点）、2030年までには更に増加するとみられているセーフガード・メカニズムを強化し、気候変動法に規定した排出削減目標の実現を確実なものとするため、2023年4月11日、「セーフガード・メカニズム（炭素クレジット）改正法」が制定された（一部を除き同月12日施行）。全3か条、附則4編から成る。被改正法は、NGER法（国家温室効果ガス及びエネルギー報告法、筆者注National Greenhouse and Energy Reporting (Safeguard Mechanism) Rule 2015 2023改正、以下NGER）、豪州国家排出単位登録簿法等合計8法律である。」



Safeguard Mechanismの対象セクター



炭素リーケージ検証スケジュール 今年後半が山場！



既往の2つのカーボンリーケージ対策

1 Safeguard Mechanism対象施設の直接 (スコープ1)排出量に対して、緩やかなベースライン (以下 B L) を設定する (法的制限、legislated limits)

→ 施設がBL基準値を超え、排出する場合、国内排出権を引き渡す義務が発生 (前頁)

「貿易のある施設」 ‘Trade Exposed Baseline Adjusted’ (TEBA) facilities’のベースラインのその下落率はより緩やか。当該施設は、「収入および課税前収益」に基づくコスト影響指標のベンチマークを満たしていることを証明する

→デフォルトの年率 4.9% のBase Line:BL逡減率

TEBA製造業 BL1% (earnings before interest and taxation)

TEBA非製造業 BL2% (a cost impact metric threshold based on revenue)

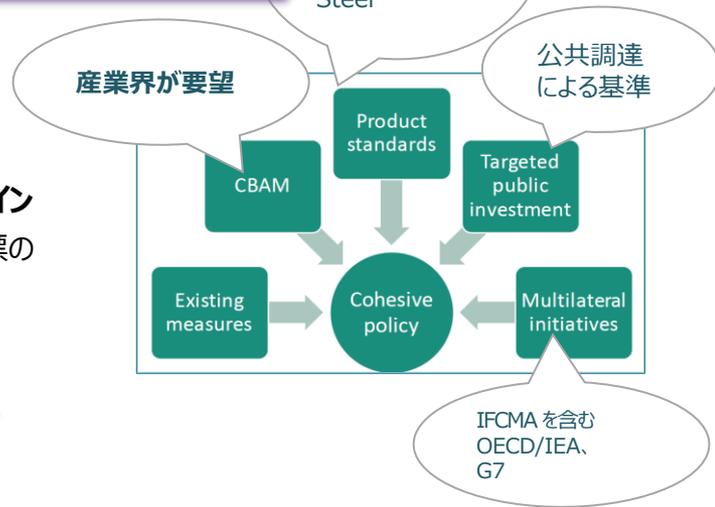
という相対的に緩やかな BL逡減率を受ける資格がある

つまり、Carbon Leakage Reviewではこれに追加的な国境調整措置を入れるか否か？手法の検討が焦点になる

2 Powering the Regionals と呼ばれる公的投資基金。脱炭素化のための資金提供

パブリックコメントにおいて政府は多種多様な政策措置を提言

MPSか、最低基準か？ Responsible Steel



出典：Professor Frank Jotzo & Edwina Johnson (2023) “Carbon Leakage Review Consultation Paper”

Public consultation on the proposed approach to assess and address carbon leakage risk, as part of the Carbon Leakage Review. <https://consult.dceew.gov.au/consultation-proposed-approach-carbon-leakage-risk-as-part-of-the-carbon-leakage-review>

②新興国の反応など

国境調整措置に対する反応

ブラジル、南ア、インド、中 (於 : BASIC ministerial大臣会合)

BASIC諸国 (Ministers of Brazil, South Africa, India and China representing the BASIC Group) は、差別的であり、公平性と共通だが差異ある責任および各自の能力CBDR-RC (Common But Differentiated Responsibilities and Respective Capabilities) の原則に反する、一方的な国境調整のような貿易障壁を導入する提案について、重大な懸念(grave concern)を表明。

出典 : BASIC 2021年4月 JOINT STATEMENT issued at the conclusion of the 30th basic ministerial meeting on climate change 2021年4月

<https://www.gov.za/nr/speeches/joint-statement-issued-conclusion-30th-basic-ministerial-meeting-climate-change-hosted%>

中国 中国の外交官 (Minister Counsellor at the Mission of China to the EU) は、「炭素国境調整が環境に良いのか、海外との通商関係によい関係を与えるのか、**全ての主要な利害関係者の間でより多くの協議と議論が必要**」と牽制。

出典 : Kira Taylor, Euractiv 2021年1月

euractiv.com/section/energy-environment/news/china-says-more-consultation-needed-on-eu-carbon-border-levy/

ブラジル、南ア、インド、中 (於 : COP27 BASIC ministerial大臣共同宣言)

COP27において、BASIC諸国 (Ministers of Brazil, South Africa, India and China representing the BASIC Group) は、EUの国境調整措置を批判。市場を歪め、締約国間の信頼の欠如を悪化させるような一方的な措置や差別的な慣行は避けるべきであるとした。また、こうした先進国の責任転換に対して、途上国の団結した対応を求めた。(Unilateral measures and discriminatory practices)

出典 : BASIC 2022年11月 COP BASIC Ministerial Joint Statement

[statement https://www.dffe.gov.za/mediarelease/basicministerialmeeting_cop27egypt2022](https://www.dffe.gov.za/mediarelease/basicministerialmeeting_cop27egypt2022)

国境調整措置に対する反応

インド

アブダビで開催される第13回WTO閣僚会議（MC13）を前に、以下のように述べた。

ゴヤル大臣は、インドはEUのCBAM課税を懸念しており、この問題をWTOの規則の範囲内で取り上げるつもりであり、また、EUと二国間でこの問題に取り組む。さらに大臣は、政府が課題を認識しており、この課題を機会に変えるべく努力することをステークホルダーに保証した

（出典 PIB） 2024年2月23日

<https://pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=2008382>

国境調整措置に対する反応

中国・インド(於 : WTO 貿易と環境委員会 the Committee on Trade and Environment (CTE))

中国は、貿易の側面と幅広い影響をもたらす環境対策の影響について、多国間の議論を深めるための提案した。

中国は、環境目標を達成するため、通商政策がますます利用されていることについて、WTO が通商政策審議の重要なフォーラムであることに留意した。

6月のCTE会合でEUのCBAMに関する議論を開始するようメンバーに提案した。EUは、この提案を検討すると述べ、CBAMの詳細を概説し、今後数か月以内に専用の情報セッション（dedicated information session）を開催する予定であると述べた。

中国の提案：専門の委員会における書面での意見交換

i. 関連する措置の国内法的根拠及び国際法的根拠

ii. 管理手続き、適用される基準および認証要件、情報報告要件、およびコンプライアンス要件

iii. 関連する措置と意図する環境目的との間の関連性

iv. 関連する措置が国際貿易に及ぼす潜在的な影響

v. 関連する措置とWTO規則との整合性

vi. 関連する措置の包括性（さまざまな考慮方法を含む）各メンバーの規制アプローチと、途上国貿易への悪影響を軽減する方法

多国間環境ガバナンス体制、貿易と環境目標の調和、と、分断や対立を防ぐことを目的としている。

インドは、保護主義的な非関税措置としての環境措置の利用の増加に関する論文を発表した。

（インドは3月10日WTOに意見書を提出、報道では一人当たり累積排出量や一人当たりの排出量に基づく国境調整も検討）

このほか、保護主義的な非関税措置（non-tariff measures）として環境措置の利用が増加している点について4つの例を挙げ、ペーパーを提出した。特に、①CBAM、②農業最低残留基準（MRL）、③森林破壊関連措置、④グリーンコンテンツに基づく輸入制限措置。

※次回 6月14日の週に開催される。

出典：WTO, 2023年3月

https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/envir_15mar23_e.htm

国境調整措置に対する反応

中国

関税や国境調整（BCA）などの貿易政策手段を適用しようとしている。

- 炭素漏洩– 環境政策における炭素漏洩とは？
加盟国間で「明示的炭素価格」に差がある場合、加盟国間の炭素価格に差があることを意味するのか？
- デフォルト値– 輸入品の炭素排出量のデフォルト値は、政策設計において重要な要素。域外炭素排出量のデフォルト値の設定に関して恣意的、または偽装された貿易制限にならないように(arbitrary or disguised trade restrictions)、加盟国との効果的な協力を通じて、データベースの信頼性を確保し、タイムラグを最小限に抑えるにはどうすればよいか？
X%の最も業績の悪い国内企業の平均排出原単位に+マークアップを加えたものを、デフォルト値として使用する根拠は何か？
- BCA に基づく炭素価格– 排出量取引市場が金融市場の性質を持ち、その結果得られる炭素価格のプレミアムが含まれている場合、排出量取引市場の炭素価格に対して BCA をベンチマークすることは合理的か？
- 多様性と柔軟性– BCA を設計および実施する際、加盟国は、炭素価格に対する価格設定、しかしこれのみでは無く、実効炭素税(effective carbon tax)、および他の排出量へ炭素価格を課すメカニズムを含む筈である。これにより緩和努力を十分に認め、考慮すべき。

出典：“POLICY ISSUES FOR DEDICATED MULTILATERAL DISCUSSIONS ON BORDER CARBON ADJUSTMENT COMMUNICATION FROM CHINA” WT/CTE/W/258 • G/C/W/839 • G/MA/W/184 • G/TBT/W/777

2023年11月10日

[directdoc.aspx \(wto.org\)](https://directdoc.aspx (wto.org))

国境調整措置に対する反応

- データ報告と相互認識(mutual recognition)– メンバーにはエネルギーと産業の構造、生産プロセス、炭素計算方法、報告サイクルなどにおいて顕著な違いがあるため、BCA を導入する際にデータ報告の違いを包括的な方法でどのように調整するか。国際貿易に対する追加的かつ不必要なコストをどう回避するか？
炭素排出量データの相互承認はどうすれば科学的かつ合理的な方法で実現できるか？
- 共通だが差異のある責任 (CBDR) の原則– BCA の設計と実施にどう反映されるか？
- 提出されたデータの保護– BCA は企業に炭素排出量と施設固有のデータを提出することを義務付けており、その中にはビジネス上の機密データや企業機密情報が含まれる。適切に保護されていない場合、漏洩、悪用、その他の種類のデータ セキュリティ問題が発生するリスクが高くなる。必要なデータに適切なバウンダリーをどう設定するか？
- 中国は、BCA に関する追加の政策課題およびこれらの政策課題に対する回答と解決策に関して、他の加盟国からの貢献を歓迎する。
- 我々は、このような政策問題に関する多国間で構造化された熱心な議論が、多国間貿易システムを共同で強化し、通商政策と環境の持続可能性の補完性を高めるのに役立つと信じている。

出典：“POLICY ISSUES FOR DEDICATED MULTILATERAL DISCUSSIONS ON BORDER CARBON ADJUSTMENT COMMUNICATION FROM CHINA” WT/CTE/W/258 • G/C/W/839 • G/MA/W/184 • G/TBT/W/777

2023年11月10日

[directdoc.aspx \(wto.org\)](https://directdoc.aspx(wto.org))

③実施規則案 パブリックコンサルテーションに寄せられた
ステークホルダーの反応など

国境調整措置に対する反応 EUパブリックコメントより

● Australian Government

実施規則案において、2024年末まで第三国の測定・報告・検証（MRV）制度を認めることを評価。豪州のNGER制度は、排出量、エネルギー生産量、エネルギー消費量、その他規則で指定された情報に関する企業情報を報告・公表するための枠組みであり、セーフガードメカニズムの基幹、2030年までに2億トン以上の温室効果ガス排出削減をもたらすと期待されている。相互運用性を最大化し、企業や消費者にとって不必要なコストを最小化するために、排出量測定に効果的に機能している既存の枠組みを支援することは、豪州とEUの相互の経済的利益につながる。そのため、我々はEUに対し、CBAM移行期間中、豪州のNGERを承認するよう要請。

● Government of Brazil - Ministry of Foreign Affairs

現在ある製品の炭素量の測定は複雑でコストがかかり、先進国の生産者に有利な傾向がある。最終規則は、EUの貿易相手国が開発し採用している測定方法を認めるべき。また、ISOが定めたような国際的基準との同等性を確保することも必要。さらに、製品の生産過程で発生したGHG排出が第三国での政策によって炭素中立化が完了している場合、EU域内に入るための課金は必要ないはずだ。EU ETSでは2013年の一人当たりGDPがEU平均の60%を下回るEU加盟国は、2030年までオークション数量の一部を無償排出枠としてエネルギー部門に割り当て続けることを選択できる。CBAMではこの点が明確になっていない。

欧州の産業界は、生産工程で化石燃料ベースの電力を使用することによって大気中に放出される間接的な温室効果ガス排出量に対して金銭的補償（state aid）を受けている。輸出国、特に発展途上国において金銭的補償を受けず、ブラジルの場合のように、欧州諸国よりも電力マトリックスに占める再生可能エネルギーの割合がはるかに大きい企業のCBAM計算に、この金銭的補償がどのように考慮されるかを明確に示すことが必要。

CBAM実施規則案や規則は、森林プロジェクトで炭素を除去するために多額の投資を行ってきた発展途上国の製品に含まれる炭素を意図的に増加させるものであり、これらの国の生産者が確立してきた環境面での進歩を損なうものである。我々は、CBAMの計算において、森林をベースとするプロジェクトで捕捉・除去された炭素が、二重計上を回避し、捕捉・除去された炭素の完全性を証明するための検証手段を考慮した、許容可能な調整であることが不可欠であると考える。

国境調整措置に対する反応 EUパブリックコメントより

● Government of the Republic of Korea (大韓民国政府)

他国の炭素削減政策との比較検討を提案、気候変動および炭素リーケージに関する問題はWTOのルールに則った非差別的な方法で対処されるべき。また、海外事業者がCBAM報告書を直接提出できないため、製造に関する機密情報の開示を懸念、提出された情報の機密性を確保する規定が実質的に欠如している。

EU域外の体化排出量の測定方法や各国のデフォルト値についてそれぞれのカーボンプライシング制度の下で信頼に足るものであることを条件に、各国のデフォルト値を認めるよう要請。また、韓国のK-ETSのように、第三国で支払われた炭素価格をCBAM制度に組み込む方法とその例について詳細を要請。

● Ministry of Commerce of the Kingdom of Thailand

知的財産や技術に関しての、機密性が高く商業的価値のある情報開示はライセンス侵害につながる可能性がある。実施規則案には、CBAM 証明書の引渡し枚数を相殺する制度に備え、海外で支払われた炭素価格に関する報告義務が含まれているが、これは狭い範囲の気候政策、すなわち、税、賦課金、手数料の形のカーボンプライシング、または温室効果ガス排出権取引制度の下での排出枠に特権を与えるものであり、これが恣意的または不当な差別となりうることを引き続き懸念。タイの認定検証機関の認定または相互承認に強い関心があることを強調したい。このような認定や相互承認の可能性を早期に検討すること極めて重要。

● Ministry of Economic Affairs Taiwan

中小企業のデータ提出を容易にし、WTOの内国民待遇原則を遵守する為、検証要件と管理手続きの簡素化を推奨。複合製品(complex goods)は、体化排出量に投入原材料の排出量も含まれることから、CBAM証書の提出枚数削減の要請に対して、上流の供給者が支払った炭素価格の分を減じるべく、考慮されるべき。また、メーカーから輸入業者への情報提供については、15条で所轄官庁が守秘義務を負うと規定されているだけで、輸入業者に対する規定がないため、企業秘密漏洩が懸念される。従って、申告内容がの懸念を回避するため、関連する生産技術（技術やパラメータを含む）の申告の免除を提案。

国境調整措置に対する反応 EUパブリックコメントより

● Permanent Mission of the Russian Federation to the EU

CBAM規則の対象となる商品の欧州市場へ重大な貿易障壁を設ける可能性や法的確実性の原則に反する事実上の遡及適用が行われることを懸念。実施規則案に規定された報告要件を含むEU CBAMを通じて、EUがCBAMの対象となる製品の輸入を制限するような強制的な条件を設定することも懸念。モニタリング手法に関する欧州委員会の要求事項が、第三国の温室効果ガス排出に関する国内規制、すなわちEU CBAMの対象となる商品の輸出者を弱体化させようとしていることを懸念。また、温室効果ガス排出量とカーボンプライシング制度に関する様々な規制措置が雪だるま式に増えるという新たな危険を懸念。我々は欧州委員会に対し、世界とグローバル経済が必要としない新たな要件や課題を作り出さないよう強く要望する。

● The Republic of South Africa's (SA) Department of Trade, Industry and Competition (DTIC)

南アフリカ政府と企業、そしてほとんどの発展途上国は、国際的反対があるにもかかわらず欧州委員会がCBAMとEUの移行実施規則案の実施決定に懸念。これは、気候変動のような地球規模の課題に対処するための多国間協力の基盤である信頼を損なう。EUCBAMとグリーン・ディールの下でのその他措置の一方的な押し付けは、不平等、失業、貧困撲滅への取り組みを含む、我が国の持続可能な開発と気候変動緩和行動の要請、そしてアフリカやその他の発展途上国の要請を脅かす。我が国の輸出全体は4%減少する可能性がある。特に危機的なのが鉄鋼とアルミニウム部門。南アフリカからEUへの約15億米ドルの輸出が危機に瀕していることに注意を喚起しなければならない（2021年値）CBAMは、対EU輸出の競争力に影響を与えるだけでなく、代替市場を求める国々による輸入を増加させ、南アフリカやその他の発展途上国へのダンピングをもたらす可能性がある。CBAMは多国間主義の精神と、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）およびパリ協定を含むその下で交渉された協定の指導原則、特に衡平性と、各国の事情に照らした共通だが差異ある責任とそれぞれの能力（CBDR&RC）を損なっている。また、経済的に先進国であり、低炭素経済への移行がすでに進んでいる国は、補助金などの要因により発展途上国や後進国よりもCBAMの恩恵を受ける可能性があり、市場原理を利用して排出量を削減するというEUCBAMの政策は、恵まれない地域社会に直接的な影響を与え、不平等、貧困、失業を悪化させる。

国境調整措置に対する反応 EUパブリックコメントより

● Turkish Government (Ministry of Trade)

ETSとCBAMのバウンダリーの違いに関する懸念。CBAM規則では、EU ETSにおける無償割当分がCBAM義務を計算する際に調整され、最終的な義務を軽減するが、EU ETSの事業者は、電力使用に関連するCO2コストに関して国家補助を受け、EU ETSにおける排出枠の有効期限が無期限であることや、無償の排出枠を総合的に配分するという歴史的慣行も、ETSの下でEU事業者の炭素コストを削減する要因のひとつ。このような慣行が無償割当と同様のリベートとみなされるかどうかについては、法制上のさらなる明確化が必要である。カーボンプライシングに関する各国固有の慣行がいくつか存在することを踏まえ、リベートの例を施行規則案またはその後のガイダンス文書で示すべきことも考えられる。検証者の認定に関するトルコ認定機関（TURKAK）は、欧州の地域認定機関であるEA（European Cooperation for Accreditation）の正会員であり相互評価を受けている。よって要件を満たすTURKAKはCBAMでも認定されるべき。

出典：https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13873-EU-Green-Deal-reporting-obligations-during-the-transitional-period-of-the-carbon-border-adjustment-mechanism_en

産業界等の反応

ドイツ産業連盟（BDI） 報復措置を警戒

ケンプ会長は、「特に国境を越えた分業度の高いセクターでは、炭素国境調整を導入する事は技術的に難しい。炭素国境調整は他国からの報復措置を引き起こし、ドイツの輸出依存経済に特に大きな打撃を与える可能性がある」、「このような手段で、炭素リーケージを解決しようとする、貿易の再国有化につながるリスクが高い」と警告。

（出典： Reuters 19年9月 <https://jp.reuters.com/article/us-germany-industry-carbon-idUSKBN1WA1BB>）

炭素国境調整はWTOに整合的である必要があり、実践可能な方法で実施すべき。**国際的に合意された上での適用が、新たな貿易紛争を回避するために重要。**ただし、多くのドイツの産業は本措置に対して強い留保をつけている。

（出典：ポジションペーパー 20年5月）

ドイツ自動車工業会（VDA） 保護主義に異議を唱える

ミュラー会長は「炭素国境調整は、保護主義以外の何物でもない」と批判。

（出典： Euractiv 20年9月 <https://www.euractiv.com/section/energy/news/german-industry-sceptical-of-eus-new-2030-climate-goals/>）

欧州アルミ協会（European Aluminium） 次の段階で協力。CBAMより無償割当を望む

さらなるカーボンおよび投資リーケージを適切に防止するため、欧州アルミニウムは、EUの政策立案者に対し、アルミニウムを既存のカーボンリーケージの枠組みの下で、2030年まで維持する事を要請する。「段階的または早期の廃止は、低炭素投資計画の実施に必要な長期的な規制の確実性を我々のセクターに与えないだろう」とGötz会長は結論付けている。カーボン・リーケージと欧州産業のに対抗し、**次の段階**でアルミニウムのための効果的なCBAMを設計することを約束すると強調した。

（出典：プレスリリース 21年7月）

I-3 日本における議論の動向

日本 炭素国境調整に関する基本的な考え方

経済産業省 世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会
(2021年4月22日)

- 炭素国境調整措置は、国内の気候変動対策を進めていく際に、他国の気候変動対策との強度の差異に起因する競争上の不公平を防止し、カーボンリーケージが生じることを防止するためのものである。輸入品に対し炭素排出量に応じて水際で負担を求めるか、輸出品に対し水際で負担分の還付を行う、または、その両方を行う制度である。
- 日本は、対話等を通じて、主要排出国及び新興国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を促していくことが基本である。よって、炭素国境調整措置については、その導入自体が目的であるべきではなく、国際的な貿易上の悪影響を回避しつつ、新興国を含む世界各国が実効性のある気候変動対策に取り組む誘因とするものでなければならない。
- 炭素国境調整措置について、諸外国の検討状況や議論の動向を注視しつつ、国内の成長に資するカーボンプライシングの検討と平行しながら、以下の対応を進める。

- ① 炭素国境調整措置は、**WTOルールと整合的**な制度設計であることが前提であり、諸外国の検討状況も注視しながら対応について検討する。
- ② **製品単位あたりの炭素排出量**について、正確性と実施可能性の観点からバランスのとれた、国際的に信頼性の高い計測／評価手法の**国際的なルール策定・適用を主導**する（例：ISOの策定）。また、各国が有する関連するデータの透明性を確保することを促す。
- ③ 日本及び炭素国境調整措置を導入する国において、**対象となる製品に生じている炭素コストを検証**する。
- ④ 炭素国境調整措置導入の妥当性やその制度のあり方について、カーボンリーケージ防止や公平な競争条件確保の観点から**立場を同じくする国々と連携**して対応する。

日本「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

内閣官房 GX実現に向けた基本方針 <閣議決定 2023年2月10日>

2022年5月、岸田総理が今後10年間に150兆円超の官民GX投資を実現する旨を表明。その実現に向け、国が総合的な戦略を定め、以下の柱を速やかに実現・実行することとした。具体的な政策は以下の通りである。

①GX経済移行債を活用した先行投資支援

- 長期にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていくため、GX経済移行債を創設し(国際標準に準拠した新たな形での発行を目指す)、今後10年間に20兆円規模の先行投資支援を実施。民間のみでは投資判断が真に困難な案件で、産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野への投資等を対象とし、規制・制度措置と一体的に講じていく。

②成長志向型カーボンプライシング(CP)によるGX投資インセンティブ

- 成長志向型CPにより炭素排出に値付けし、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる。
- 直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入(低い負担から導入し、徐々に引上げ)する方針を予め示す。

⇒ 支援措置と併せ、GXに先行して取り組む事業者インセンティブが付与される仕組みを創設。

<具体例>

(i) GXリーグの段階的発展→多排出産業等の「排出量取引制度」の本格稼働【2026年度～】

(ii) 発電事業者に、EU等と同様の「有償オークション」※を段階的に導入【2033年度～】

※ CO2排出に応じて一定の負担金を支払うもの

(iii) 化石燃料輸入事業者等に、「炭素に対する賦課金」制度の導入【2028年度～】

※なお、上記を一元的に執行する主体として「GX推進機構」を創設

③新たな金融手法の活用

- GX投資の加速に向け、「GX推進機構」が、GX技術の社会実装段階におけるリスク補完策(債務保証等)を検討・実施。
- トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組の強化に加え、気候変動情報の開示も含めた、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を図る。

④国際戦略・公正な移行・中小企業等のGX

- 「アジア・ゼロエミッション共同体」構想を実現し、アジアのGXを一層後押しする。
- リスキング支援等により、スキル獲得とグリーン等の成長分野への円滑な労働移動を共に推進。
- 脱炭素先行地域の創出・全国展開に加え、財政的支援も活用し、地方公共団体は事務事業の脱炭素化を率先して実施。新たな国民運動を全国展開し、脱炭素製品等の需要を喚起。
- 事業再構築補助金等を活用した支援、プッシュ型支援に向けた中小企業支援機関の人材育成、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大等で、中小企業を含むサプライチェーン全体の取組を促進。

最新の政府見解 下記会合における弊所要約版

- カーボンリーケージリスクは、**一方的措置ではなく協調して対応すべき課題**である。本日、ソマス総局長とチームは、我々のみならず経団連及び業界団体とも、CBAMに関して有意義な議論をされたと聞いている。欧州委員会にしっかりとお受け止め頂き、今後の制度設計にて対応いただきたい。
- 日本の基本的なスタンスとして、WTO整合性の観点から、**内外の公平性の確保が最も重要**である。日本企業がEU企業と比べて過度な負担を負うことがないように、お願いしたい。
- 7月に首脳レベルで、日EUグリーン・アライアンスの下でCBAMについても議論していくことが合意された。本日の議論は、このグリーン・アライアンスの下での議論でもある。CBAMに関して日本企業との間で何か問題や疑問が生じた場合は、**日EUグリーン・アライアンスの下、解決策を一緒に議論**できればと思う。
- **年4回の報告頻度や製品ベースでの細かい報告などEU域内企業には課されていない大きな負担を伴うもの。既に活用されているISOによる計算方法等を活用することで、報告義務の負担を少しでも軽減できるのではないか。**
- **GX:今後10年間で移行債を通じた日本政府による20兆円の先行投資により、官民あわせて150兆円の動員を目指す。このようにカーボンプライシングとGX分野への先行投資を組み合わせることで、日本としては、成長と脱炭素化の両立を目指している。**
- **日本とEUは重要な貿易パートナーであり、貿易制限的にならないよう留意する必要がある。既に活用されているISOによる計算方法等を活用することで、報告義務の負担を少しでも軽減できるのではないか**
- 本日の議論でCBAM制度の改善に役立てていただきたい。日本とEUとの対話は、今日で終わるわけではない。信頼できるパートナーとして、建設的な議論を続けていきたい

出典： 畠山 陽二郎 経済産業省 産業技術環境局長 スピーチ内容を弊所要約

駐日欧州連合代表部、日本エネルギー経済研究所、日欧産業協力センター ジョイント・ハイブリッド・セミナー

(2023年11月13日 東京)

・司会 田辺氏 (日欧産業協力センター 専務理事) より質問

①アンモニアや水素の扱いは、如何か？ ②GXリーグの炭素コストは考慮されるのか、否か。③米EUグローバルアレンジメントの進展如何か？ ④certification body (verification) のmutual recognition (agreement)はあり得るか？

DG TAXUD : BOUBLIL

①既に考慮されている ④ EU域外でも活動している国際的な認証機関は利用可能である。彼らは日本でサービスを始める準備もできている。

DG TAXUD : THOMAS

今後の2年の議論にも注目したい、②CBAM規則が改定された2025年中ごろ (second half) に、CBAM規則が出来上がるはずであり、その後、炭素価格の二国間合意を結びたい。③現在、トルコ、エジプト、モロッコなど近隣諸国の貿易にとどまっており、影響は少ない。

その他本日問題提起のあったことは、同様に今後の2年間の議論を通じて評価し、透明性をもって説明したい。2025年の半ばにこの議論の返答を含む報告書を出版する予定である。

・明日香氏 (東北大学) より質問 ①間接排出は如何か？ 自家発の問題があるか？ ②中印の反応如何か？

・DG TAXUD

①間接排出は、トランジションピリオドでは計測する、それによって実施期間についても実施を検討する。②各国と議論を行っている状況。現在、共有すべき情報はない。

重要なことは、Annex IIIのA.2項とA.4項の規定を5条と厳密に整合させ、**デフォルト値の使用は**、総排出量の20%未満に寄与する**投入原材料またはサブプロセス**にのみ適用されるべき。

- 日本エネルギー経済研究所：柳

CBAMはWTO整合性を旨とするといわれているが意図せず抵触するようなことはないか、例として、EUETSの無償割当や資金の還流、無償割当の残存、バンキングは不公平感があり透明性のある説明が求められる。EUETSは排出量2万5千トン以下が免除されているが、CBAMは免除がない。化学、石油化学は排出量の計測が難しく、ポリマーは米国からの輸入が多い点も懸念、輸出補助金に対してもWTO SCMの規律をもって検討いただきたい。対象製品が無秩序に拡大しないか懸念している。

- 日本鉄鋼連盟：小野

UNFCCCの基本原則である共通だが差異ある責任 (CBDR) に基づき、各国独自の対策が尊重されるべき。排出量の施設別ではなく、製品への割当方法は、バウンダリーが異なる中での比較は難しい。各国の公租公課から輸入品の方が炭素価格が高い場合の還付措置がない。移行期間中の罰則、機密情報の保護、EU域外の認証機関の認定に対する懸念がある。制度の設計及びその運用については日本を含む域外から見て不公平、保護貿易的措置とみられないように思慮する必要がある。鉄鋼プロセスは不可避的にエネルギー転換プロセスを内在し、計測するのは非常に難しい。WTOでも鉄鋼セクターの排出量計算方法の世界的な透明性と一貫性の重要性が認識されている。ラーニング (データ収集) 期間である移行期間にペナルティを課すというのは疑問。また、報告者である輸入事業者が競合関係にある複数のサプライヤーの製品の機密情報を入手できることになるが、情報漏洩や目的外利用を法的に規定していない。EU-ETSの認証機関がCBAMの認証機関とされているが、時間的、コスト的に非常に大きな負担がかかる。EU域外の認証機関の認定を早期に行うべき。

- DG TAXUD : BOUBLIL

移行期間は学習期間であり、2026年以降の方法論は未定。スコープの拡大は限られている。下流製品はCBAM回避が生じる場合に考慮する。あくまでリーケージのリスクがある製品が対象。自動車など複雑な製品には拡げない。化学や化学製品を考えている。コークス等はあるかもしれない。鉄鋼部門の排出は無償枠より大きく、指摘されたような十分な無償枠のバンキングは存在しない。鉄鋼部門の無償枠には、発電用のwaste gasの利用に対するものも含まれており、見かけ上大きくなっている。EU-ETSの価格がここまで高いのは、こうした余剰が無いことの証左である。移行期間の罰則は意図していない。EU域外でも活動している国際的な認証機関は利用可能。彼らは日本でサービスを始める準備もできている。

- DG TAXUD : THOMAS

我々はWTOの専門家を何度も招聘し議論を重ねてきた。手元にはないが、様々なバンキングなどの数字は示していく。透明性のある説明の場をもっていきたい。

Japan Business Council in Europe

WTO整合性に関する意見目立つ

デフォルト値に関する透明性の強化、事前予見性が無いこと

CBAM 実施規則案では、炭素原単位のデフォルト値の使用は、移行期間には様々なケースで認められている。しかし、我々の理解では、移行期間後のデフォルト値はまだ規定されておらず、法的確実性の観点から、この段階ですでに規定されているべき。特にEU-日本グリーンアライアンスに鑑みて、透明性があり世界的に認知された方法でデフォルト値を規定するために、日本のような第三国とのコミュニケーションが不可欠。したがって、欧州委員会には、志を同じくする国際的なパートナーと緊密に連絡を取り合うよう要請。

エキスパートグループへの第三国政府の関与

EUは、カーボンニュートラルという共通の目的を持つ第三国とコミュニケーションをとる必要がある。CBAM IR草案の提案前に設置された専門家委員会と同様、今後設置される専門家機関や技術作業部会に第三国政府がオブザーバーとして参加できるようにすることを強く要望。

報告・手続きにおける国産品と輸入品の格差の解消

CBAMは、国内外事業者間の無差別、WTO遵守、移行期間後の安定的な規制実施の観点から、EU ETSと同様の報告・手続き要件を盛り込む必要がある。報告手続きの複雑さや頻度については、EU域内と域外の活動で差がないようにすべき。このような管理プロセスは、暗黙の貿易障壁であってはならず、公平な競争条件が確保されるべきである。

出典：“JBCE’S POSITION ON THE REPORTING OBLIGATIONS DURING THE TRANSITIONAL PERIOD OF CBAM”

2023年7月11日

Feedback from: Japan Business Council in Europe (europa.eu)

欧州によるCBAM提案を踏まえた研究(先行研究の整理)

WTO統合的な前例がない上、貿易秩序を乱すことから
内外で様々な意見がみられる

不公正貿易報告書(2021)による整理

コラム貿易と環境：炭素国境調整措置の概要とWTOルール整合性

炭素国境調整措置は、他国における炭素排出量削減の促進（略）を主たる規制目的とする点や、当該規制目的に照らし国産品・輸入品いずれについても炭素排出量を適切に賦課額に換算することが求められる点などにおいて、新しい要素を持つ

基本的な関連規律：関税譲許、内国民待遇、最恵国待遇、輸出補助金

炭素国境調整措置が税以外の場合

① 内国民待遇・輸入制限（GATT 第11 条1 項に抵触の場合）

GATT第 20 条等による正当化が必要

GATT第 3 条 4 項海外産品に対して「国産品より不利でない待遇」を与えなければならない

② 最恵国待遇

③ 輸出補助金 国内措置が排出権取引システムである場合、国内産品の負担が税といえるか否かには疑義があり、税に当たらなければ、当然、間接税の輸出還付として輸出補助金の例外に当たることはなく、禁止された輸出補助金として補助金協定不整合（税でなければリベート禁止）

正当化事由（GATT 第20 条 一般例外）・・・20条柱書、及び、b（健康）、g（天然資源）

最恵国待遇義務違反や内国民待遇義務違反等に該当する場合でも、それだけではWTO非整合的であるとの結論には至らない

注：リベート：税に当たらなければ、当該負担の還付（減免）は、税の減免には当たらず、政府収入の放棄・不徴収として補助金に該当するか（補助金協定第1.1条(a)(1)(ii)）自体が議論になりうる

措置の建て付け上政府収入の放棄とはいえず補助金にあたらぬ場合は、輸出リベートもそもそも輸出補助金にあたらぬ、補助金協定不整合にあたらぬこととなる

（エネ研注：ただし実態的には余剰枠について記述した通り。マーケットの流動性も高く、補助金的要素が強い）

J. Bacchus (2021) の暫定的分析 貿易相手国への回答を求める

【結論】ECのCBAM（炭素国境調整措置）提案は、最初の環境貿易制限。また最終版ではない。
WTOのもとで、このような措置の合法性lawfulnessに関して、本稿やその他の疑問が投げかけられ、EUから回答が無ければならない（must）

素案の改定やCBAMの慎重な適用をしなければ、WTOの基本ルールと矛盾することが判明するかもしれないし、WTOの健康や環境の一般的例外のいずれかに該当しないかもしれない（it may not qualify）

3つの矛盾点

- 最恵国待遇との不整合（GATT1条） CBAMは、炭素含有量に基づいて、異なるWTO加盟国の同種の産品（like product）の間で差別する場合、MFNルールに違反することになる。他のWTO加盟国の気候変動対策についてself-judgingし、どの輸入製品にどれだけの排出権を購入しなければならないか選択的に決める（picking and choosingする）ようであれば、**EUは同種の産品で差別をしているといえよう。**
- GATT2条（譲許表）違反。**EUはCBAMを、税関の措置ではなく、内国規制として争おうとしている可能性がある（likely, 3条4項）**。この場合、クレジット価格の上昇も問題がない。但し、クレジット＝CBAM certificateの購入義務に関して、**輸入行為が、トリガーになっているのがポイント**となる。EUは内国規制だと主張するが、これに対して、支払義務が輸入の瞬間、「輸入という出来事」で、発生するのであれば、それが国内規制であると主張するEUへの反論となる（**中国の自動車部品の輸入に関する措置 上級委員会報告 2008**）。
- **国内事業者への無償割当の継続。現状43%は無償割当。内国民待遇との不整合 (GATT3条4項) -**

James Bacchus (2021) “ Legal Issues with the European Carbon Border Adjustment Mechanism” AUGUST 9, 2021 BRIEFING PAPER NO. 125, <https://www.cato.org/briefing-paper/legal-issues-european-carbon-border-adjustment-mechanism>

- 「補助金および相殺措置に関する協定は、国内消費に販売された場合の同種の製品に課される実際の税額を上回らないことを条件に、化石燃料税の輸出リベートを認めており、WTO協定に整合的な設計が可能」とHillman(2013)は提言している。
- これにもとづく、炭素税（間接税的な性質を付与された場合の化石燃料賦課金）であれば、輸出リベートが可能でありWTO協定との親和性が高いとみられている
- Mehlingら（2019）9）も、先行研究や判例に基づき、炭素の国境調整措置の設計を提案した。パリ協定下の国内削減努力の不均等性（アシンメトリー）や炭素リーケージへの懸念がある中、炭素の国境調整措置は炭素制約を平準化するのに役立ち、炭素リーケージの防止と他国への対策強化のインセンティブを同時に提供する「唯一の政策オプション」とした。その上で、20条の柱書と各号の関係が問われた「ブラジル再生タイヤの事件」の上級委員会の説示10）を根拠に、政策目的と調和し得るかが重要とした。

出典：柳 美樹（2022）「第9章 脱炭素と貿易の課題—炭素の国境調整措置を中心に」一般財団法人国際経済交流財団編『ルール志向の国際経済システム構築に向けて 国際経済シリーズ1』一般財団法人国際経済交流財団、138-150頁 他
<https://eneken.ieej.or.jp/data/10773.pdf>

Ⅲ国内委員会 トピックスなど
Ⅳ貿易統計 EU統計

Ⅲ国内委員会 開催頻度とトピックス

Ⅳ貿易統計 EU統計、日本貿易統計

以上、EUや各国動向や読み取れるスタンス等を踏まえ、2回の国内委員会を実施
ご出席いただいた関係諸氏に対して、この場を借りて謝意を申し上げます

議題 ①CBAM規則、実施規則についての確認
②新興国や各国の対応など、③モデル分析結果など

③についてはなどを参考とされたい

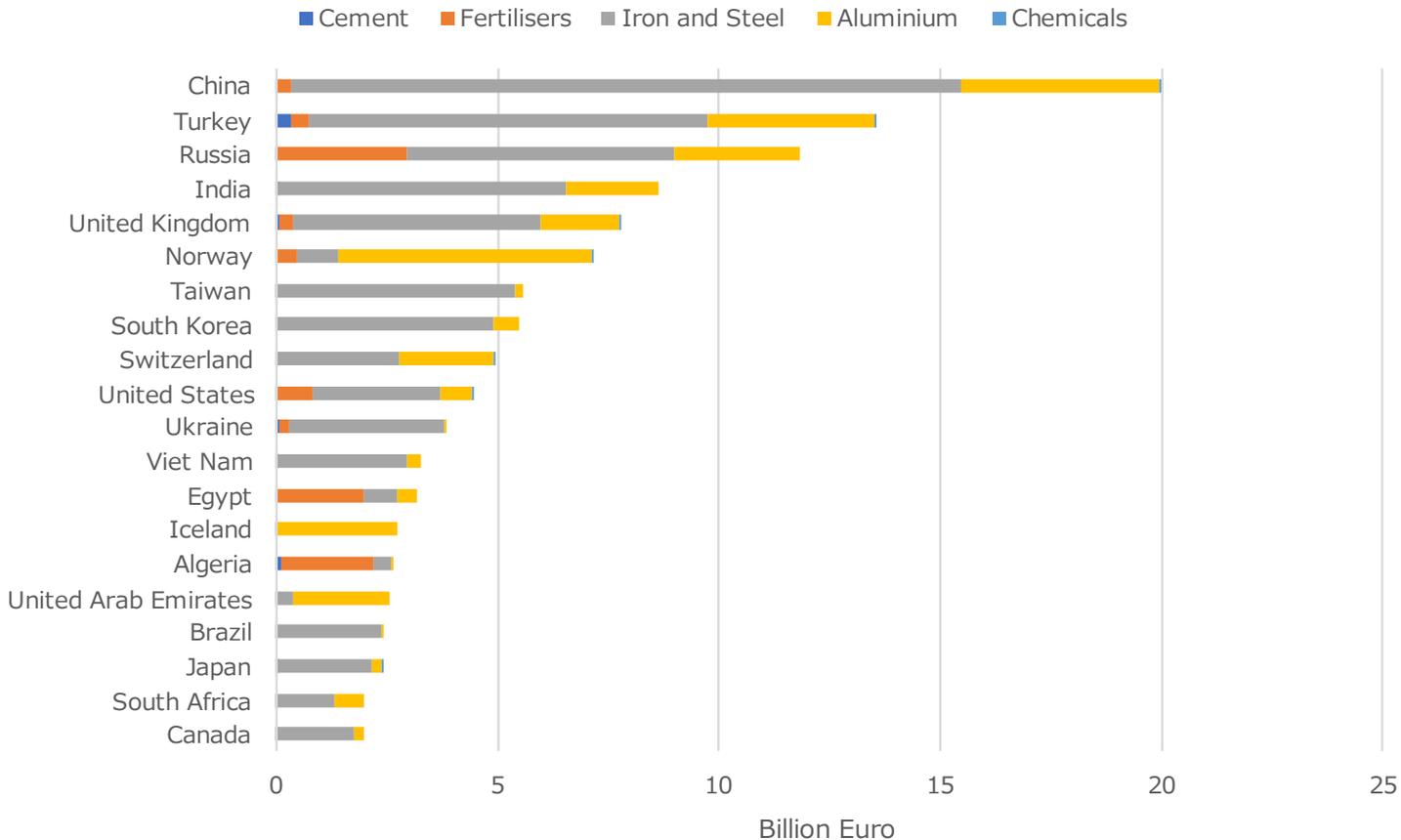
秋元・本間、「2030年排出削減目標の経済影響と炭素国境調整措置の経済緩和効果に関するモデル分析」、内閣府経済社会総合研究所「経済分析」2023年第206号 pp54-73、Mar. 31, 2023

<https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/archive/bun/bun206/bun206c.pdf>

EUの輸入(1)

- 電力を除く対象品目の合計輸入額は約136B€。うち、品目別には鉄鋼が61%を占める。
- 国別には中国が15%、トルコが10%、ロシアが9%を占める。
- 日本は合計輸入額で第18位に位置し、うち、鉄鋼が90%を占める。

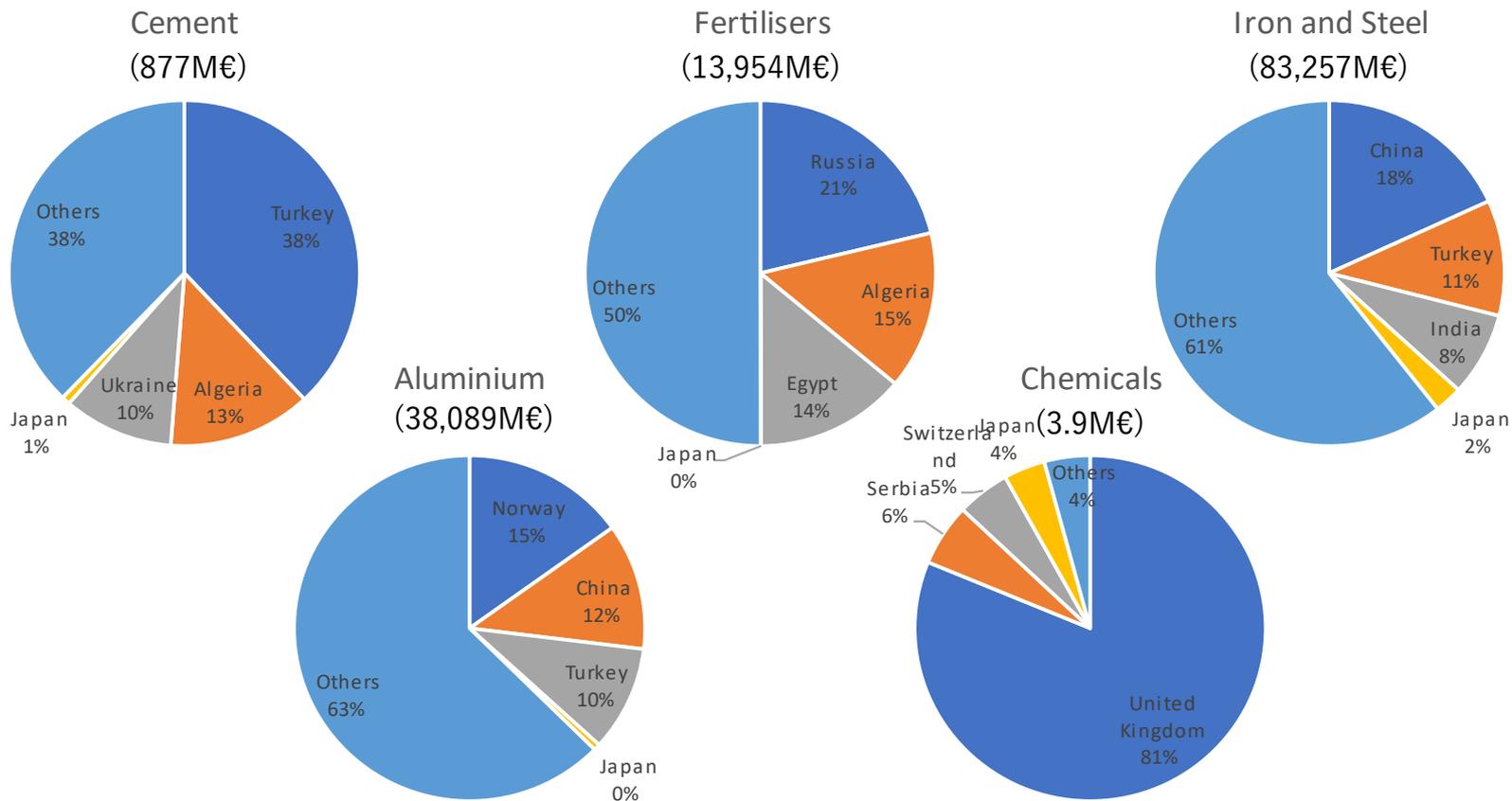
EUのCBAM対象品目輸入上位20か国（2022年、金額ベース）



出典) eurostat 注) 対象品目は2023.08.17公表のAnnexに基づく。電力は含まず。鉄鋼は72類鉄鋼及び73類鉄鋼製品に加え260112の鉄鉱(凝結させたもの)を含む。

いずれの品目でも日本のシェアは小さくCBAMの影響は小さいとみられる。水素の輸入は僅少であり除外している

EUのCBAM対象品目別輸入上位3か国+日本 (2022年、金額ベース)



出典) eurostat 注) 対象品目は2023.08.17公表のAnnexに基づく。電力は含まず。鉄鋼は72類鉄鋼及び73類鉄鋼製品に加え260112の鉄鉱(凝結させたもの)を含む。